

自治体との協働による 地域生活支援拠点等コーディネーターの配置と役割

地域生活支援拠点等とは

令和7年度厚生労働科学研究費補助金
「地域生活支援拠点等における地域移行を進めるための役割及び緊急時の対応における役割の明確化のための研究」

地域生活支援拠点等の整備について

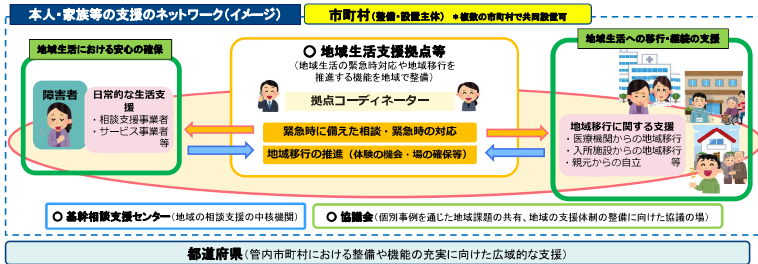
障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等については、令和6年度から障害者総合支援法に位置付けられるとともに、その整備に関する市町村の努力義務が設けられた。

【地域生活支援拠点等が担うべき機能（改正後の障害者総合支援法第77条第3項）】

- ① 居宅で生活する障害者等の、障害の特性に起因して生じる緊急の事態における対処や緊急の事態に備えるための相談に応じること、支援体制の確保のための連携や調整。緊急時における宿泊場所の一時的な提供等の受入体制の確保
- ② 入所施設や病院、親元からの地域移行に向けた、一人暮らしやグループホーム等の体験利用の機会の提供や、そのための相談や情報提供、関係機関との連携・調整等
- ③ 障害者の地域生活を支える専門人材の確保・育成等

- 市町村は、特に、既存のサービス・体制のみでは対応が難しく、市町村が中心となって有機的な連携体制の構築も含め対応が必要となる、地域における生活への移行及び継続を希望する障害者等に対して、上記の機能を整備する。
- 都道府県は、管内市町村における整備や機能の充実に向けた広域的な見地からの助言、その他の援助を行う。

拠点コーディネーターがいてよかった！



地域生活支援拠点等の整備推進・機能強化と用語

地域生活支援拠点等の整備推進・機能強化と用語について

2024(令和6)年4月1日から障害者総合支援法に地域生活支援拠点等を位置づけたことに伴い、同年の障害福祉サービス等報酬改定において、厚生労働省では「地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業の実施について」(P.46参考資料3)、「地域生活支援拠点等の整備推進及び機能強化について」(P.50参考資料4)という2つの通知を发出し、地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能の強化に関する対応を示しました。通知では、地域生活支援拠点等に関する用語が示されました。本研修では、2つの通知で示された用語を基本に、以下の用語を使用することとします。

- (1)拠点コーディネーター
拠点関係機関から構成されるネットワークの運営や機能の充実等の総合調整を図り、情報連携等を担う地域生活支援拠点に配属されたコーディネーター。
- (2)拠点機能強化サービス
計画相談支援及び障害児相談支援(機能強化型基本報酬(I)又は(II)を算定する場合に限る。)と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援の全てのサービスの総称。
- (3)拠点機能強化事業所
市町村が拠点コーディネーターを配置する地域生活支援拠点等として位置づけている事業所。

(4) 拠点事業所(※)

本研修では、障害福祉サービス事業所等が、運営規定に定めた上で市町村に地域生活支援拠点等の届出を行い、市町村から地域生活支援拠点等の事業所として認められた事業所を、「拠点関係機関」と区別するために「拠点事業所」と呼ぶこととします(※)。

(5) 拠点関係機関

地域生活支援拠点等と連携して、障害者等が地域で安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、基幹相談支援センターなどの関係機関。

(6) 連携担当者

拠点事業所と拠点関係機関との間で平時から情報連携を整えるため、拠点事業所に連携担当者を1名以上配置する。それにより、報酬改定で新設された緊急事態受入加算や、地域生活支援拠点等の既存の加算を算定する要件となる(ただし、連携担当者は事業所に置くべき人員に加えて配置する必要はなく、市町村や拠点関係機関等との情報連携を担う担当者を明確化しておくことで足りる)。

(7) 地域生活障害者等

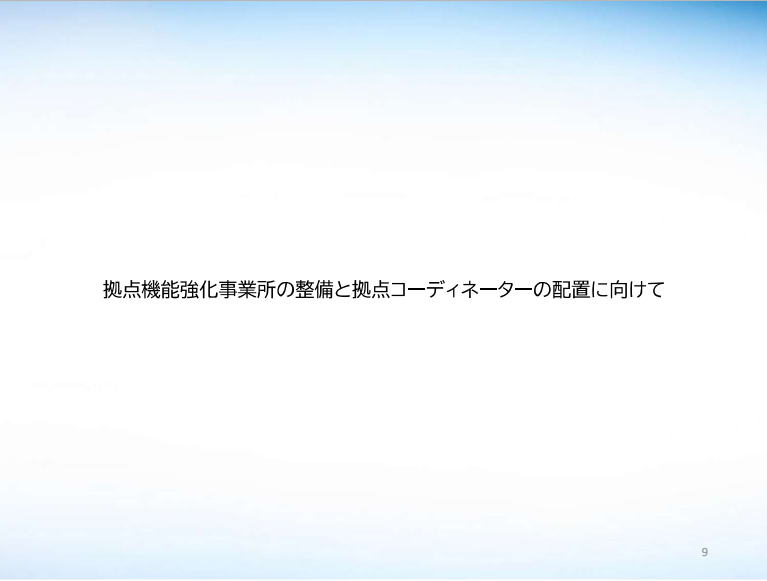
地域で生活する障害者等(障害者及び障害児)及び地域生活に移行することを希望する障害者等。

(8) 緊急事態

障害の特性に起因して生じた緊急の事態や地域生活障害者等の介護を行う人の障害、疾病等のため障害のある本人の支援が見込めない事態等。

(9) 動機付け支援

障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者や精神科病院の退院後生活環境相談員等と連携して、入所・入院中の対象者の意向確認し、必要に応じて面接・外出同行支援・体験宿泊支援・ピアサポート活動の活用等を行う支援。



拠点機能強化事業所の整備と拠点コーディネーターの配置に向けて

1. 拠点機能強化加算の創設

2024(令和6)年度障害福祉サービス等報酬改定で、地域生活支援拠点等のコーディネーターを配置する加算(拠点機能強化加算)を創設。

2. 経過措置

拠点コーディネーターの person 費等に関する地域生活支援事業については、地域生活支援拠点等機能強化加算の算定要件を満たす体制整備までの間に限り、地域生活支援事業の補助対象とする経過措置。

1) 拠点コーディネーターを配置するための加算の事業所の要件

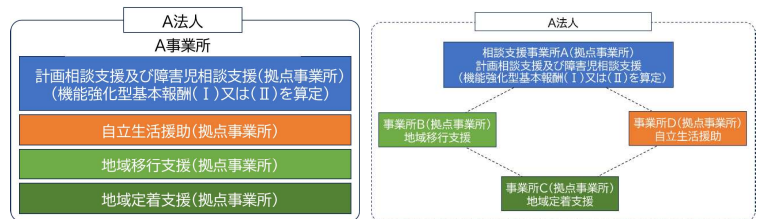
① 計画相談支援及び障害児相談支援(機能強化型基本報酬(Ⅰ)又は(Ⅱ))を算定

- ・自立生活援助
 - ・地域移行支援
 - ・地域定着支援
- を同一の事業所で一体的に運営
または、相互に連携して運営

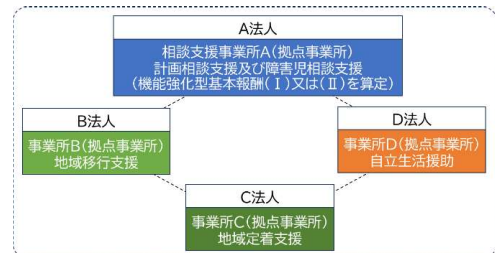
② 拠点コーディネーターを常勤専従で1人以上配置

③ 当該事業所を市町村が地域生活支援拠点等として位置づけている

【同一の事業所(法人)で一体的に運営】



【相互に連携して運営】



2) 拠点コーディネーターの専従

拠点コーディネーターは、原則として、拠点機能強化事業所等における他の職務に従事してはならない

ただし、緊急事態における支援や地域移行等に係る支援など、拠点コーディネーターが自ら支援を提供することについて市町村が特に必要と認めた場合には、拠点機能強化事業所の他の職務に従事することができる

13

3) 拠点コーディネーターの要件と業務

(イ) 拠点コーディネーターの要件等
以下のいずれかの要件を満たすものとして市町村長が認めた者

- ① (自立支援) 協議会への参画又は運営の実績など、地域における相談支援体制や障害福祉サービス提供体制の構築等について、一定の知識及び経験を有する者
- ② 障害者等に対する相談支援や地域移行に係る支援等に相当期間従事するなど、地域生活障害者等への支援について、一定の知識及び経験を有する者
- ③ その他社会福祉士など障害者支援に関する一定の知識及び経験を有する者

14

(ウ) 拠点コーディネーターの業務

市町村とともに、地域の支援ニーズの把握や社会資源の活用、効果的な支援体制を構築するため、以下の業務を行う。

① 事前把握と緊急時の対応

- ・ 基幹相談支援センターや相談支援事業所等、地域の相談支援体制を構築
- ・ 緊急事態の支援が見込めない世帯の事前把握、登録、常時の連絡体制確保
- ・ 障害者自身や障害者の介護を行う家族等の障害、疾病による緊急事態に
- ・ 必要なサービスのコーディネートや相談等の支援

② 緊急時受け入れ体制の確保

- ・ 短期入所事業所や通所事業所等との連携体制の構築
- ・ 常時の緊急受入体制等を確保
- ・ 緊急事態における受入れの調整や医療機関、関係機関(児相、生活困窮、居住支援協議会、高齢、女性等)への連絡等の対応

③ 地域移行の支援

- ・ 一般・特定相談支援事業、障害者支援施設、精神科病院等との連携体制構築
- ・ 障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者、精神科病院の退院後生活環境相談員等との情報共有
- ・ 障害福祉サービスの体験利用の支援
- ・ その他の地域生活への移行に向けた支援の調整

④ その他 地域生活支援拠点等の機能を果たすために必要な役割

15

4) 拠点機能強化加算の算定

- ・ 拠点コーディネーター1人当たり、1月につき100回を上限として算定可能
- ・ 相互に連携して運営する拠点機能強化事業所は、1月に1回以上、拠点機能強化事業所の連携会議において、事前に毎月の算定回数の目安を共有しておくこと

【加算の算定パターン①】

1つの法人が拠点機能強化事業のすべてを行い、加算を算定するパターン

拠点機能強化事業所		
拠点コーディネーター配置		
A法人	計画相談支援及び障害児相談支援(拠点事業所) (機能強化型基本報酬(I)又は(II)を算定)	加算月50件
	自立生活援助(拠点事業所)	加算月20件
	地域移行支援(拠点事業所)	加算月10件
	地域定着支援(拠点事業所)	加算月20件

16

【加算の算定パターン②】

複数の法人が拠点機能強化事業を相互に連携して運営し、複数の法人が加算を算定するパターン

拠点機能強化事業所		
拠点コーディネーター配置		
A法人	計画相談支援及び障害児相談支援(拠点事業所) (機能強化型基本報酬(I)又は(II)を算定)	加算月50件
	自立生活援助(拠点事業所)	加算月20件
B法人	地域移行支援(拠点事業所)	加算月10件
	地域定着支援(拠点事業所)	加算月20件

強化加算分を支払う
B法人からA法人に拠点機能

※B法人が請求した障害福祉サービスの本体報酬はB法人の収入となり、拠点コーディネーターの人件費等に充てられる拠点機能強化加算分のみA法人に支払うため、B法人の収入が減る訳ではない点に留意

※ 複数の法人によって、相互に連携して拠点機能強化事業所を運営する場合、拠点コーディネーターを配置しない拠点機能強化事業所を運営する法人が社会福祉法人であった場合においても、対価があることから、拠点コーディネーターに関する経費を支払うことは可能となっています。

17

5) 加算の算定に関する市町村の関与

市町村は、拠点関係機関等とともに**拠点コーディネーターの役割の確認や人員配置体制、費用負担の検討**等を行う

市町村は、拠点コーディネーターの配置事業所等の選定に当たっては、効果的な支援の連携体制を構築するための**業務を適切に実施できると認められる事業所の選定や拠点コーディネーターの配置、拠点関係機関間の分担等**に積極的に関与する

18

6) 連携会議の開催等について

拠点機能強化事業所は、1月に1回以上の頻度で、拠点コーディネーター及び拠点機能強化事業所の従業者が参加する連携会議を開催し、以下を協議し市町村と共有
・地域生活支援拠点等機能強化加算の算定状況の共有
・地域生活支援拠点等における機能の整備状況
・支援において明らかになった地域課題の抽出及び共有
・その他地域生活支援拠点等の機能強化を推進するために必要な事項

拠点事業所等の情報連携の担当者等とともに定期的に協議
・地域生活支援拠点等の支援例の共有
・把握した地域の課題の抽出及びその解決方法等

地域の関係者と共有
・地域生活支援拠点等の機能の整備状況についても、地域の関係者と共有を図る

※ 連携会議は、(自立支援)協議会等の場を活用する方法でも差し支えない

7) 事業所の加算

(1) 緊急事態受入加算等の要件

緊急事態受入加算については、拠点関係機関との連携担当者を1名以上配置すること
地域生活支援拠点等の既存の加算も、拠点関係機関との連携担当者を1名以上配置すること
連携担当者は、人員を加配する必要はなく、担当者を明確化しておくことで足りる

(2) 短期入所における加算

指定短期入所事業所又は共生型短期入所事業所が地域生活支援拠点等である場合、拠点関係機関との連携担当者を1名以上配置し、医療的ケア児者、重症心身障害児者又は行動関連項目合計点数が10点以上である者(障害児は、強度行動障害判定基準表の点数の合計が20点以上である障害児)を支援した場合には200単位を加算する

(3) 地域移行促進加算(II)

地域生活支援拠点等に位置付けられた指定障害者支援施設において、地域移行に向けた動機付け支援として、共同生活援助事業所の見学や事業所内での食事の体験、地域活動への参加等を行った場合に評価

(4) 地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業(地域生活支援事業)

地域生活支援拠点等におけるネットワークの運営や機能の充実を図るため、緊急事態に備えるための相談支援や地域移行に向けた働きかけ並びに福祉等に関する専門的知識及び技術を有する人材の育成及び確保、地域の関係機関の連携体制を構築することを目的

8) 障害福祉サービス事業所等を地域生活支援拠点等に位置付ける際の手順
市町村が障害福祉サービス事業所等を地域生活支援拠点等に位置付けるに当たっては、以下の手順を経る

(1) 事前協議

市町村と事業所の管理者等を含む関係者との間で、以下の項目等について事前に協議し、加算を活用した整備の方向性を共有

- ・地域生活支援拠点等の整備状況の確認と整備促進における課題等
・実際に支援を行う場合の連携方法等
・整備状況の公表に係る周知方法等

拠点機能強化事業所の場合

- ・拠点コーディネーターの業務と役割、配置人数等
・拠点コーディネーターを担う人材及び加算算定事業所の確認
・複数事業所が連携して運営する場合は、それぞれの事業所の算定回数の目安及び拠点コーディネーターの人員費等の負担割合等
・連携会議の開催方法等

地域生活支援拠点等に係る加算の届出に際しては、拠点関係機関との連携担当者についても事前協議を行う

(2) 市町村への届出

事前協議が整った障害福祉サービス事業者等は、都道府県知事に対する拠点機能強化加算の届出の前に、市町村に対して、地域生活支援拠点等の機能を担うこと及びそれに係る加算を算定するために必要な届出(「機能強化型(継続)サービス利用支援費・機能強化型(継続)障害児支援利用援助費に関する届出書」)を行う。

市町村は、届出書の内容に不備等がない場合には、当該事業所を地域生活支援拠点等に位置付けた旨の通知を行う

9) 地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業の活用

市町村地域生活支援事業で、地域生活支援拠点等におけるネットワークの運営や機能の充実を図るため、緊急事態に備えるための相談支援や地域移行に向けた働きかけ並びに福祉等に関する専門的知識及び技術を有する人材の育成及び確保、地域の関係機関の連携体制を構築することを目的とした事業の活用

機能強化型(継続)サービス利用支援費、機能強化型(継続)障害児支援利用援助費に関する届出書

Table with 3 columns: 1. 事業所名, 2. 拠点区分, 3. 届出項目. Includes checkboxes for 1. 機能強化型(継続)サービス利用支援費, 2. ①, 3. ②, 4. ③, 5. ④.

※1 機能強化型(継続)障害児支援利用援助費についても同様。

① 常勤かつ専任の相談支援専門員を配置している。
相談支援専門員の配置状況

Table with 2 columns: 相談支援専門員, 常勤専任, 常勤専任, 人, 常勤専任, 人. Includes a checkbox for 上記のうち専任研修終了者.

※2 常勤専任者の業務については、業務に支障のない範囲とする。

② 利用支援に関する情報又はサービス提供に関与する職員による連携を目的とした会議を定期的に開催している。

③ 24時間常時連絡できる体制を整備している。

④ 当該指定特定(障害児)相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に別添「指定特定(障害児)相談支援事業所の関与による研修実施状況」を提出している。

⑤ 最新相談支援センター等からの実地研修プログラムが提供される場合、当該コースを必ず修了した状態にしている。

⑥ 最新相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加している。

⑦ 協議中(申請中)、協議後の連携協働等の連携の活性化を図るための必要な取組を実施している。

⑧ 最新相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に申請している。

(令和3年3月31日までの期間において、市町村が最新相談支援センターを設置していない場合は、地域の相談支援の中核機関が行う地域の相談支援体制の強化の取組に申請している。)

⑨ 1)が最新相談支援専門員(職員)及び2)のいずれである。

※4 各事業所をとりまわす届出については、それぞれ別添の届出書を作成し提出することが必要(事務負担軽減のため)(前・動機等第一覽表、申請書、各種取組に関する記録等)。

※5 令和3年3月31日までの期間、②、③については、令和3年3月31日時点において機能強化型(継続)サービス利用支援費(1)~(7)を申請している事業所が属する届出書も適用される。

(届出書表)
機能強化型(継続)サービス利用支援費(1)については、①、②、③、④については必ず申請する。
機能強化型(継続)サービス利用支援費(2)については、①、②、③、④、⑤については必ず申請する。
機能強化型(継続)サービス利用支援費(3)については、①、②、③、④、⑤については必ず申請する。
機能強化型(継続)サービス利用支援費(4)については、①、②、③、④、⑤については必ず申請する。

事業所名	1 機能強化型(継続)	2 新規	3 移行	計
機能強化型(継続)	1	2	3	計
10 機能強化型(継続)サービス利用支援費(1)	1	2	3	計
11 機能強化型(継続)サービス利用支援費(2)	1	2	3	計
12 機能強化型(継続)サービス利用支援費(3)	1	2	3	計
13 機能強化型(継続)サービス利用支援費(4)	1	2	3	計
14 機能強化型(継続)サービス利用支援費(5)	1	2	3	計
15 機能強化型(継続)サービス利用支援費(6)	1	2	3	計
16 機能強化型(継続)サービス利用支援費(7)	1	2	3	計
17 機能強化型(継続)サービス利用支援費(8)	1	2	3	計
18 機能強化型(継続)サービス利用支援費(9)	1	2	3	計
19 機能強化型(継続)サービス利用支援費(10)	1	2	3	計
20 機能強化型(継続)サービス利用支援費(11)	1	2	3	計
21 機能強化型(継続)サービス利用支援費(12)	1	2	3	計
22 機能強化型(継続)サービス利用支援費(13)	1	2	3	計
23 機能強化型(継続)サービス利用支援費(14)	1	2	3	計
24 機能強化型(継続)サービス利用支援費(15)	1	2	3	計
25 機能強化型(継続)サービス利用支援費(16)	1	2	3	計
26 機能強化型(継続)サービス利用支援費(17)	1	2	3	計
27 機能強化型(継続)サービス利用支援費(18)	1	2	3	計
28 機能強化型(継続)サービス利用支援費(19)	1	2	3	計
29 機能強化型(継続)サービス利用支援費(20)	1	2	3	計
30 機能強化型(継続)サービス利用支援費(21)	1	2	3	計
31 機能強化型(継続)サービス利用支援費(22)	1	2	3	計
32 機能強化型(継続)サービス利用支援費(23)	1	2	3	計
33 機能強化型(継続)サービス利用支援費(24)	1	2	3	計
34 機能強化型(継続)サービス利用支援費(25)	1	2	3	計
35 機能強化型(継続)サービス利用支援費(26)	1	2	3	計
36 機能強化型(継続)サービス利用支援費(27)	1	2	3	計
37 機能強化型(継続)サービス利用支援費(28)	1	2	3	計
38 機能強化型(継続)サービス利用支援費(29)	1	2	3	計
39 機能強化型(継続)サービス利用支援費(30)	1	2	3	計
40 機能強化型(継続)サービス利用支援費(31)	1	2	3	計
41 機能強化型(継続)サービス利用支援費(32)	1	2	3	計
42 機能強化型(継続)サービス利用支援費(33)	1	2	3	計
43 機能強化型(継続)サービス利用支援費(34)	1	2	3	計
44 機能強化型(継続)サービス利用支援費(35)	1	2	3	計
45 機能強化型(継続)サービス利用支援費(36)	1	2	3	計
46 機能強化型(継続)サービス利用支援費(37)	1	2	3	計
47 機能強化型(継続)サービス利用支援費(38)	1	2	3	計
48 機能強化型(継続)サービス利用支援費(39)	1	2	3	計
49 機能強化型(継続)サービス利用支援費(40)	1	2	3	計
50 機能強化型(継続)サービス利用支援費(41)	1	2	3	計
51 機能強化型(継続)サービス利用支援費(42)	1	2	3	計
52 機能強化型(継続)サービス利用支援費(43)	1	2	3	計
53 機能強化型(継続)サービス利用支援費(44)	1	2	3	計
54 機能強化型(継続)サービス利用支援費(45)	1	2	3	計
55 機能強化型(継続)サービス利用支援費(46)	1	2	3	計
56 機能強化型(継続)サービス利用支援費(47)	1	2	3	計
57 機能強化型(継続)サービス利用支援費(48)	1	2	3	計
58 機能強化型(継続)サービス利用支援費(49)	1	2	3	計
59 機能強化型(継続)サービス利用支援費(50)	1	2	3	計
60 機能強化型(継続)サービス利用支援費(51)	1	2	3	計
61 機能強化型(継続)サービス利用支援費(52)	1	2	3	計
62 機能強化型(継続)サービス利用支援費(53)	1	2	3	計
63 機能強化型(継続)サービス利用支援費(54)	1	2	3	計
64 機能強化型(継続)サービス利用支援費(55)	1	2	3	計
65 機能強化型(継続)サービス利用支援費(56)	1	2	3	計
66 機能強化型(継続)サービス利用支援費(57)	1	2	3	計
67 機能強化型(継続)サービス利用支援費(58)	1	2	3	計
68 機能強化型(継続)サービス利用支援費(59)	1	2	3	計
69 機能強化型(継続)サービス利用支援費(60)	1	2	3	計
70 機能強化型(継続)サービス利用支援費(61)	1	2	3	計
71 機能強化型(継続)サービス利用支援費(62)	1	2	3	計
72 機能強化型(継続)サービス利用支援費(63)	1	2	3	計
73 機能強化型(継続)サービス利用支援費(64)	1	2	3	計
74 機能強化型(継続)サービス利用支援費(65)	1	2	3	計
75 機能強化型(継続)サービス利用支援費(66)	1	2	3	計
76 機能強化型(継続)サービス利用支援費(67)	1	2	3	計
77 機能強化型(継続)サービス利用支援費(68)	1	2	3	計
78 機能強化型(継続)サービス利用支援費(69)	1	2	3	計
79 機能強化型(継続)サービス利用支援費(70)	1	2	3	計
80 機能強化型(継続)サービス利用支援費(71)	1	2	3	計
81 機能強化型(継続)サービス利用支援費(72)	1	2	3	計
82 機能強化型(継続)サービス利用支援費(73)	1	2	3	計
83 機能強化型(継続)サービス利用支援費(74)	1	2	3	計
84 機能強化型(継続)サービス利用支援費(75)	1	2	3	計
85 機能強化型(継続)サービス利用支援費(76)	1	2	3	計
86 機能強化型(継続)サービス利用支援費(77)	1	2	3	計
87 機能強化型(継続)サービス利用支援費(78)	1	2	3	計
88 機能強化型(継続)サービス利用支援費(79)	1	2	3	計
89 機能強化型(継続)サービス利用支援費(80)	1	2	3	計
90 機能強化型(継続)サービス利用支援費(81)	1	2	3	計
91 機能強化型(継続)サービス利用支援費(82)	1	2	3	計
92 機能強化型(継続)サービス利用支援費(83)	1	2	3	計
93 機能強化型(継続)サービス利用支援費(84)	1	2	3	計
94 機能強化型(継続)サービス利用支援費(85)	1	2	3	計
95 機能強化型(継続)サービス利用支援費(86)	1	2	3	計
96 機能強化型(継続)サービス利用支援費(87)	1	2	3	計
97 機能強化型(継続)サービス利用支援費(88)	1	2	3	計
98 機能強化型(継続)サービス利用支援費(89)	1	2	3	計
99 機能強化型(継続)サービス利用支援費(90)	1	2	3	計
100 機能強化型(継続)サービス利用支援費(91)	1	2	3	計
101 機能強化型(継続)サービス利用支援費(92)	1	2	3	計
102 機能強化型(継続)サービス利用支援費(93)	1	2	3	計
103 機能強化型(継続)サービス利用支援費(94)	1	2	3	計
104 機能強化型(継続)サービス利用支援費(95)	1	2	3	計
105 機能強化型(継続)サービス利用支援費(96)	1	2	3	計
106 機能強化型(継続)サービス利用支援費(97)	1	2	3	計
107 機能強化型(継続)サービス利用支援費(98)	1	2	3	計
108 機能強化型(継続)サービス利用支援費(99)	1	2	3	計
109 機能強化型(継続)サービス利用支援費(100)	1	2	3	計

- 10) 都道府県の役割
 都道府県は、市町村の地域生活支援拠点等の整備推進等に関する広域的な見地からの援助を行う
- ・市町村の地域生活支援拠点等の整備状況や機能の状況を継続的に把握
 - ・未整備市町村(とりわけ人口規模の小さい市町村)への整備の働きかけ
 - ・市町村と現状や課題の共有を図る
 - ・地域生活支援拠点等の整備及び運営に関する研修会等を開催
 - ・市町村における好事例の紹介や、課題等を把握し、共有する

「都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業」
 アドバイザーの配置・派遣等による市町村への地域生活支援拠点等の整備や運営に関する助言や、実態把握及び分析、連絡会等を開催する事業

参考(市町村や都道府県における地域生活支援拠点等の整備や機能の充実に係る調査研究)PwCコンサルティング合同会社
<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/welfare-promotion-business2024.html>

①指定特定相談支援事業所における機能強化型(継続)サービス利用支援費Ⅰ・Ⅱ取得に向けた複数事業所による一体的管理運営の促進に向けて

27

拠点コーディネーターが配置できない理由の第1位

人材不足

相談支援専門員が辞めてしまう
 相談支援専門員を募集しても応募がない
 職員も、「相談支援よりも直接支援する仕事の方がいい」という

背景に「相談支援専門員の孤独」が
 1人事業所はもちろん
 2人～3人の事業所でも訪問ですれちがい
 相談支援専門員が相談できる相手がいない

28

相談支援専門員の孤独を解消するために何ができるか

複数の法人の相談支援事業所が1つの事務所で一緒に仕事をするとすぐに誰かに相談できる
 基幹相談支援センターを中心とした相談支援ネットワークができる
 複数事業所で機能強化型(継続)サービス利用支援費ⅠまたはⅡを算定できる報酬も増え、拠点コーディネーターの加算を算定する前提が整う
 基幹相談支援センターを中心とするなどの相談支援事業所のシェアオフィス化

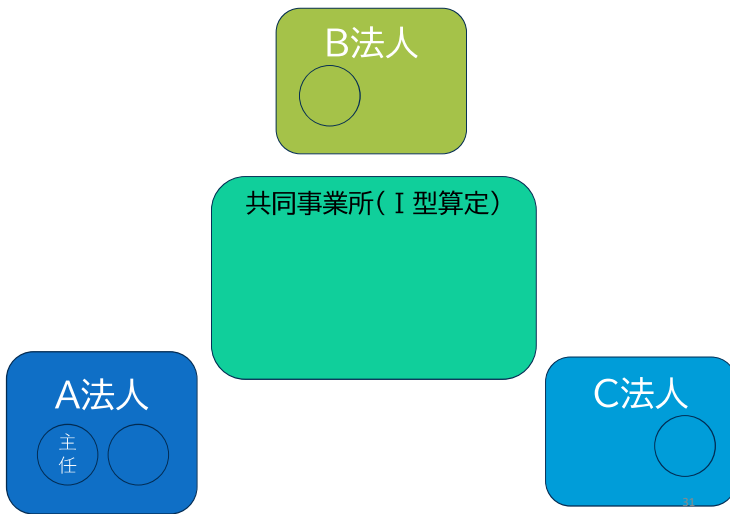
29

機能強化型(継続)サービス利用支援費・機能強化型(継続)障害児支援利用援助費(複数の指定特定(障害児)相談支援事業所により一体的に管理運営を行う場合)

- ① 常勤かつ専任の相談支援専門員を配置。Ⅰ4人以上、Ⅱ3人以上(うち、相談支援従事者現任研修の修了者1人以上)
 ※ 主任相談支援専門員としての助言指導に支障がない場合、同一敷地内にある指定一般相談支援事業及び指定自立生活援助の事業所における管理者を兼務することは可
 ※ 常勤専従者の兼務については、業務に支障のない範囲とする。
- ① a 特別地域であり、かつ、従業者の確保が著しく困難と市町村長が認める地域に所在し、他事業所における現任研修を修了した相談支援専門員による助言指導の体制が確保されている。
 ※ 「有」の場合、①について現任研修修了者が配置されていないとしても差し支えない。
- ② a 協働体制を確保する事業所間において、協定を締結している。
 ② b 協働体制の要件を満たしているかについて、事業所間において定期的(月1回)に確認実施されている。
- ③ 原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会を月2回以上共同開催している。
- ④ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催している。
- ④ 協働体制を確保する事業所間において24時間常時連絡できる体制を整備している。
- ⑤ 当該指定特定(障害児)相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施している。
- ⑥ 基幹相談支援センター等からの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託する体制を整備している。
- ⑦ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加している。
- ⑧ 協議会に参加し、協議会の構成機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施している。
- ⑨ 基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参加している。(令和9年3月31日までの間において、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合は、地域の相談支援の中核機関が行う地域の相談支援体制の強化の取組に参加している。)
- ⑩ 運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置付けられていることを定めている。
- ⑪ 地域生活支援拠点等を構成する関係機関(拠点関係機関)との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画。(令和9年3月31日までの間、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合、緊急の事態等への対応及び地域における生活へ移行するための活動に関する取組に協力することとする。)
- ※ ⑩、⑪についてはいずれかが有であれば要件を満たすものである。
- ⑫ 1人の相談支援専門員の取扱件数(前6月平均)がそれぞれ40件未満である。

30

複数の指定特定(障害児)相談支援事業所により一体的に管理運営を行う



複数事業所による一体的管理運営による機能強化型(継続)サービス利用支援費 I または II を算定した場合の報酬の違い

サービス利用支援費	1ヶ月の報酬単価	月100件の報酬	(3)との差
(1)機能強化型サービス利用支援費(I)	2,014単位	201,400単位	44,200単位
(2)機能強化型サービス利用支援費(II)	1,914単位	191,400単位	34,200単位
(3)サービス利用支援費(I)	1,572単位	157,200単位	

継続サービス利用支援費	1ヶ月の報酬単価	月100件の報酬	(3)との差
(1)機能強化型継続サービス利用支援費(I)	1,761単位	176,100単位	45,300単位
(2)機能強化型継続サービス利用支援費(II)	1,661単位	166,100単位	35,300単位
(3)継続サービス利用支援費(I)	1,308単位	130,800単位	

人材を生み出す

拠点コーディネーターは、一定の経験が求められる
1つの法人で経験ある人材が配置できなければ、複数の法人から生み出しては？

複数の法人の事業所が一体となって、拠点機能強化事業所となることができる
基幹と拠点に1つの法人から経験のある人材を複数人出すことが難しくても、いくつ
かの法人から経験のある人材を出し合うことはできるのでは？

②機能強化型(継続)サービス利用支援費 I・II 取得に向けた
複数事業所による一体的管理運営を促進するための行政の役割

地域生活支援の連携体制強化は、基幹・拠点・協議会の3点セット

基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等に経験ある人材が配置されて、協議会が
活性化し、地域生活支援の連携体制が強化される

市町村職員は2~3年で人事異動になる場合が多い
「複雑な制度を覚えるので精一杯で、地域生活支援の体制づくりまで考えることが
できない」という自治体職員の声
基幹・拠点・協議会を担う民間法人の職員が培ってきた障害福祉の経験と知識が市町
村の障害福祉施策に活かされる必要
行政と民間がパートナーとなって地域づくりをすすめる時代がきている

行政が、拠点コーディネーターの配置に向けて、複数の相談支援事業所による一体的
管理・運営の枠組みをつくる橋渡し役になることが望まれる。

拠点コーディネーターの役割

1. 緊急事態に備えた相談と緊急事態が起きたときの対応の例

「緊急時」の定義

- ・現場では「一人で家で過ごせない状態」を基準に判断
- ・対象は単身の障害者やSOSを発信できない世帯
- ・地域定着支援や自立生活援助の対象として台帳管理されている場合がある。
- ・突発的な事態だけでなく、数日後に予見される困難も含まれる。
- ・衣食住の欠如、ライフラインの停止、虐待、災害、孤立なども緊急
- ・特にサービス未利用者の突然の支援要請は深刻。
- ・関係機関で定義を整理し、**統一的な対応と平時からの備え**が求められる。

【緊急時の例】

- (1) 障害のある人と同居しているご家族が、病気や事故、急用等で障害のある人の支援や介護が一時的あるいは継続的にできない状況になった時の急場の対応が必要場合。
- (2) 急な傷病で中途障害になった人が入院中に支援につながらず退院時の支援が受けられない場合(行政担当者の情報提供、医療機関との連携)。
- (2) 障害のある人が、パニックなどによる自傷・他害・大声を上げ続けるなどの症状により、同居しているご家族ではご本人の対応が困難な状態になった場合。
- (3) DVや虐待等により、障害のある人が家庭以外の場に避難・保護する必要がある場合。
- (4) 施設やグループホームを飛び出したため、居場所を確保する必要がある場合。
- (5) 火災・水害等により自宅で生活することができなくなり、避難する必要がある場合。
- (6) 居所不明の障害のあると思われる人が保護され、一時的な居所の提供を依頼された場合。
- (7) その他、緊急事態の相談・対応が必要な場合。

37

2. 緊急時に備えた平時の役割

「平時」の定義

- ・緊急事態が発生していない通常の状態

「平時」の支援内容とニーズ

- ・支援の目的は、**潜在的リスクの早期把握と緊急時への備え**
- ・地域定着支援対象者にはモニタリングを強化し、生活変化を細かく把握。
- ・サービス未利用者には体験利用を促し、既存支援者の支援力向上も図る。
- ・事業所間の連携や顔の見える関係づくりも重要
- ・定期的なリスト作成と訪問により情報を蓄積。
- ・相談支援専門員が主導し、拠点コーディネーターが支援する体制が基本。
- ・行政やサービスとつながっていない**潜在的な要支援者の掘り起こし**が重要。
- ・訪問やリスト化を通じて早期支援につなげる体制づくりが求められる。
- ・計画相談支援員と拠点コーディネーターとの連携が効果的。
- ・拠点連携担当者やサビ管ネットワークの構築。
- ・災害支援計画の実効性向上や人材育成、事例を活用した研修。
- ・地域全体で**支援力を高める予防的取り組み**を進める。
- ・地域移行後の住居確保など地域以外の人への対応も想定しておく必要

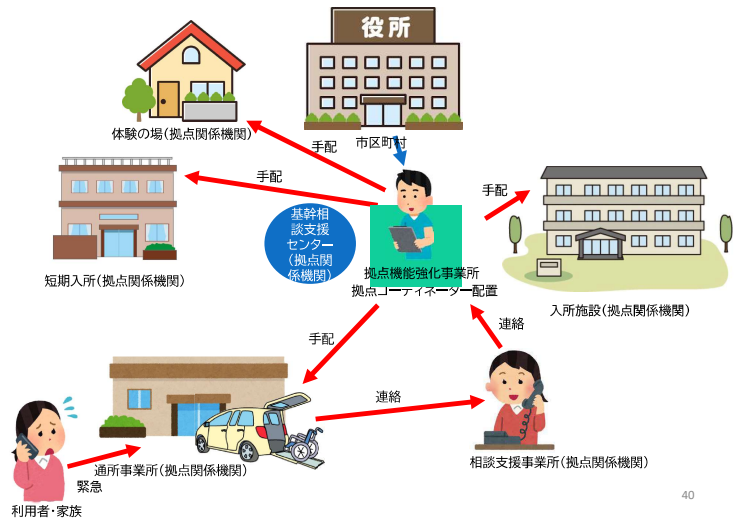
38

3. 緊急事態の相談・対応を拠点コーディネーターが一手に引き受けていると

拠点コーディネーターが、緊急事態対応の調整を直接行うことは、対応モデルとしてもシンプル。
しかし、この状態に留まると、複数の事案が重複した場合や頻りに発生した場合の対応に時間がかかったり、拠点コーディネーター自身が疲弊してしまう。

39

緊急事態の相談・対応を拠点コーディネーターが一手に引き受けている状態



40

4. 緊急事態対応を障害福祉サービス事業者で行える連携づくり

障害福祉サービスの利用者の生活状況や日々の情報は、生活介護や就労継続支援B型などの通所系事業所、居宅介護や行動援護などの訪問系事業所の職員が日常的に把握し、利用者や家族との信頼関係も構築。

緊急事態が起きた場合も、**利用者やご家族は、まず障害福祉サービス事業所に相談・連絡**することが自然。

障害福祉サービス事業の利用者の緊急事態への対応は、障害福祉サービス事業所と担当の相談支援専門員によって、例えば主に介護している家族の入院や、火災・災害等の事態を想定した上で、家庭に駆けつける担当者や、その後利用する短期入所、居宅介護等の事業所を具体的に決めて**緊急事態への対応プラン**として作成しておくことが可能。

実際に緊急事態が生じ、利用者や家族から障害福祉サービス事業者や相談支援専門員に連絡が入った場合、**緊急事態への対応プランに基づいて利用者、家族への支援をスムーズに行うことが可能。**

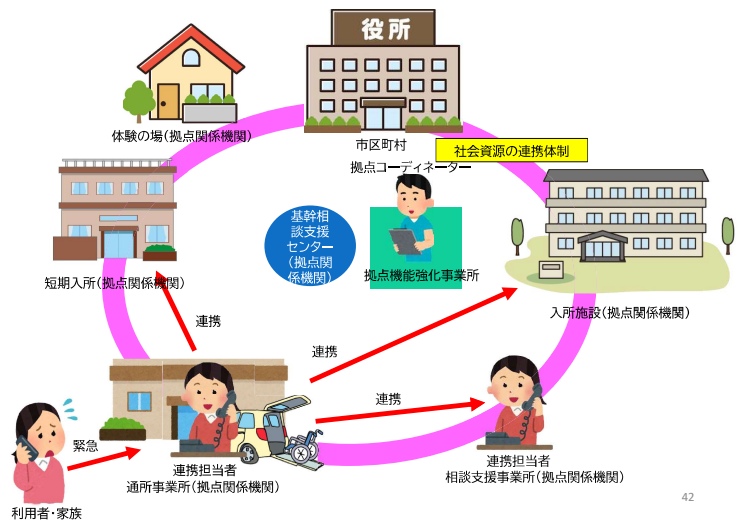
拠点コーディネーターの役割は、障害福祉サービス事業の利用者に対する**緊急事態への対応プラン**を、障害福祉サービス事業所、相談支援専門員が中心となって**作成することを促進**すること。

作成した緊急事態への対応プランが機能するかを「**予行演習**」を通じて実地に検証。拠点コーディネーターが地域の障害のある人の緊急事態に常時直接対応する役割から、**緊急事態に対応する後方支援の役割にシフト**することにより、緊急事態が発生した場合も、迅速・適切に対応することが可能に。

地域生活支援拠点等にとっての「緊急事態」を予防することにつながる。

41

緊急事態対応を障害福祉サービス事業者で行える連携づくりの状態

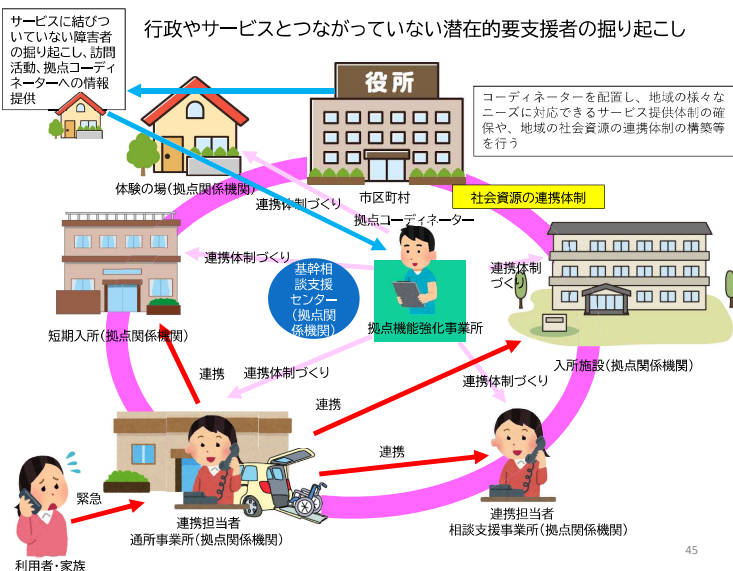


42

サービス未利用者の把握と市町村連携

障害福祉サービス未利用者の生活を行政が把握し拠点コーディネーターと連携

障害福祉サービス事業所につなげていない障害者の緊急事態への対応が課題。障害福祉サービスを利用していない障害者の情報は、市町村しか把握できない。地域生活支援拠点等と行政との情報共有が可能になるような対応の検討。拠点コーディネーターは、市町村の担当課と協働して、障害福祉サービスを利用していない障害者と家族の生活実態を把握する役割。市町村が、障害福祉サービスを利用していない障害者と家族をリストアップし、家庭訪問などを通じて把握した情報を地域生活支援拠点等と共有することについて、障害者と家族から同意を得られた場合は共有し、それが難しい場合は、市町村において訪問などを通じて生活状況の把握を続け、緊急事態が生じた場合、拠点コーディネーターにつなげることについて、認識の共有を図る。



サービスの支給決定を受けていない障害者等に対する対応

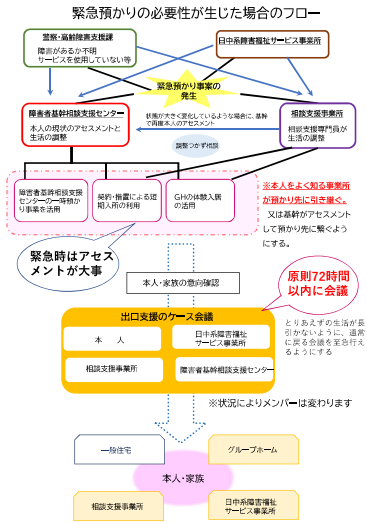
障害福祉サービス未利用者の緊急事態への対応を行う際、障害福祉サービスの支給決定を受けていないため、契約による障害福祉サービスの利用ができないという課題がある。障害者総合支援法の、特例介護給付費、特例訓練等給付費、特例地域相談支援給付費等を活用して、緊急やむを得ない障害福祉サービス等の利用に対応することが可能。市町村と地域生活支援拠点等、拠点関係機関で対応について共有しておくことが重要(『介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)最終改正 令和6年3月』より)。やむを得ない事由による措置(身体障害者福祉法第18条第1項・第2項、知的障害者福祉法第15条の4・第16条第1項第2号、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第9条第2項)を行うことが必要となる場合も想定し、平時から準備しておくことも必要。他制度や制度外の支援の活用も必要。

障害に応じた専門機関との連携

地域生活支援拠点等は、緊急事態への対応等で様々な障害のある人に対応することから、障害に応じた専門機関との連携体制をつくっておくことが求められる。例えば、聴覚障害がある人で手話言語での意思疎通が必要な人は、手話通訳者が必要。都道府県に設けられている聴覚障害者情報提供施設などに所属しているろうあ者相談員と連携し、拠点コーディネーターと一緒に対応してもらうことなどが考えられる。難病については、都道府県・指定都市に設けられている難病相談支援センター、高次脳機能障害については、高次脳機能障害支援機関、高次脳機能障害相談窓口、発達障害については、発達障害者支援センターなどの機関があり、連携して対応できるよう日頃から関わりを深めておくことが大切。

緊急事態の対応に特別な配慮が必要な人の事前把握

千葉市基幹相談支援センター(千葉市)の対応フローチャートの例



(3) 個別の「緊急事態・災害時対応プラン」の活用

医療的ケアが必要な人は、災害時に停電した場合、人工呼吸器等の電源確保や、避難に必要な人員体制、移動手段の確保などを個別避難計画で具体化しておくことが求められる。
 地域生活支援拠点等において、緊急事態の対応に特別な配慮が必要な人の場合、災害時の個別避難計画が緊急事態においても活用することができる。
 愛知県半田市では、(自立支援)協議会の取り組みとして、相談支援専門員がサービス等利用計画作成にあわせて「緊急事態・災害時対応プラン」を作成し、地域生活支援拠点等が対応する緊急事態にも活用する取り組みを進めている。

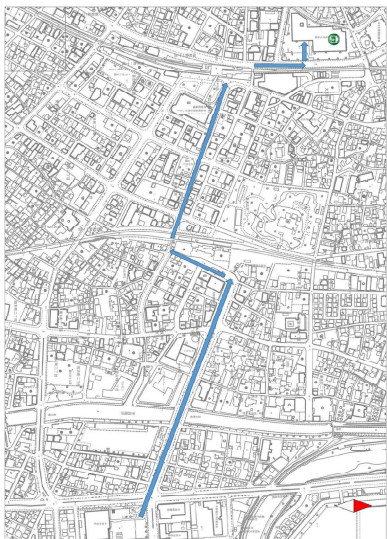
(4) 空室確保のための工夫

愛知県半田市では、「半田市障がい者体験的宿泊事業実施要綱」を定め、障害者総合支援法の地域生活支援事業(市町村任意事業)の居室確保事業を活用し、緊急一時的な宿泊や地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室を確保している。

住宅の確保においては、住宅確保要配慮者(低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する人)の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、都道府県、市町村に居住支援協議会の設立が進められている。行政、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して、住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を行っているため、住宅確保のため連携することが考えられる。

半田市緊急事態・災害時対応プラン(兼個別避難計画)

自宅からの避難先までの経路



(5) メーリングリストによる拠点関係機関の空き状況の把握

地域生活支援拠点が一体となって運営されている千葉市基幹相談支援センターでは、拠点関係機関が登録するメーリングリストを作成し、短期入所等の受け入れ先を探し、迅速に受け入れ先を確保することができる工夫をしている。
 メーリングリストには、医療型短期入所も登録しており、医療が必要な人への対応力のある事業所と情報交換することもできており、拠点関係機関が「ワンチーム」となっている。

拠点メーリングリスト(千葉県千葉市)

拠点のメーリングリストは、6区基幹相談支援センターでシェアし、送信することができる。地域生活支援拠点として登録している事業所も入っており、居住系が中心である。このメーリングリストには、医療型短期入所施設も登録しており、医療や身体障害のある方へ対応力のある登録事業所が多いことが特徴的である。
 緊急時が発生した場合、基幹相談支援センターがアセスメントを行い、本人にとって必要なサービスの組立や相談支援専門員が付いている場合は、バックアップをし「支援者みんなでやる」姿勢で対応している。

地域移行のための役割

市町村障害福祉計画と地域移行の目標人数

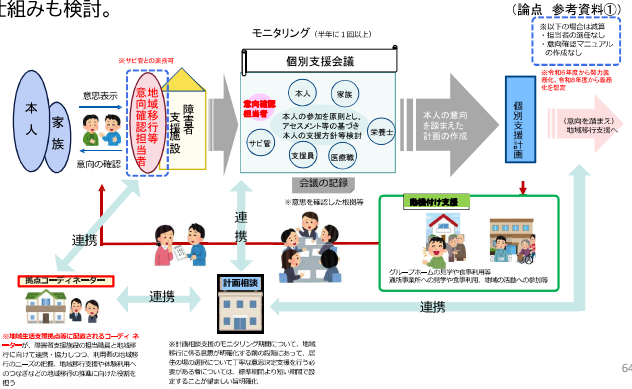
地域移行者の目標人数は、市町村障害福祉計画に記載されているが、多くの自治体では未達成に終わっている。
拠点コーディネーターが市町村や障害福祉サービス事業所と連携し、地域移行を推進し、障害福祉計画の目標が達成できるよう取り組むことが求められる。
地域移行には、入所施設や精神科病院からの地域生活への移行とともに、家族同居から一人暮らしやグループホームなど、家族から離れた自立的な生活への移行が含まれる。

療養介護病棟からの地域移行

療養介護病棟は、筋ジストロフィーやALS(筋萎縮性側索硬化症)などの神経難病や重症心身障害のある人等が、比較的長期間入院している。経管栄養や喀痰吸引、人工呼吸器など、医療的な対応が必要な人も少なくない。
医療的ケアが必要な人の場合、医療機関から外出する機会が少なくなり、様々な体験をする機会が制約されているため、重度訪問介護や移動支援などを使って外出することを提案したり、情報提供を行い、外出の体験を積み重ねることで、次は宿泊体験をしてみようと思えるようになるなど、地域で生活することのイメージを育ててもらい、生活の場の選択肢を広げることが考えられる。
感染症対策等により病棟を訪問することが難しい場合は、オンラインで療養介護病棟の外の人たちとつながることも可能。
重症心身障害のある人の場合は、家族や後見人を交えて本人の意思決定支援を進める必要がある。
このような取組は、療養介護病棟の職員にとっても、利用者が医療機関の外で生活することに対する不安を軽減することにつながる。
地域移行の希望があった場合、地域の支援者が退院後の医療連携体制を整え、本人に必要な医療的対応ができるよう準備する。
拠点コーディネーターや相談支援専門員が、療養介護病棟のソーシャルワーカーと連携し、本人の退院後の生活をともに支援することができる協力関係をつくる。

地域移行等意向確認担当者との連携

2024(令和6)年度から入所施設に「地域移行等意向確認担当者」が配置。
市町村が相談支援専門員を通じて直接施設入所者の地域移行の意向を確認する他、施設の地域移行等意向確認担当者と連携して取組を進めることが期待される。
家族には、地域移行してうまくいかなかった場合、生活の場がなくなってしまうことを心配する人もいるため、一時的に元の施設に戻り、地域移行に再チャレンジできるような仕組みも検討。

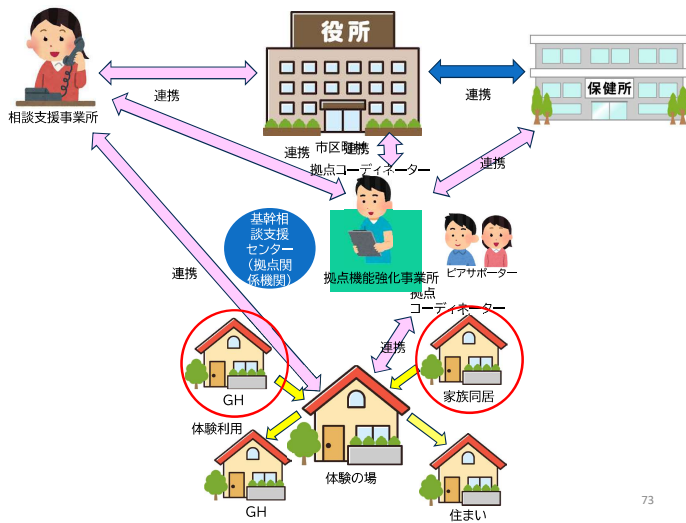


ピアサポーターと相談支援事業所との連携促進

ピアサポート活動では、ストレンクス視点(強みを活かす視点)が重視されている。
施設入所や精神科病院等に長期入院している人にとって、ピアサポーターは、自分の人生を取り戻してきた経験を分かち合いながら、地域生活を送るロールモデルになり、夢・希望やこれからの可能性について等身大で話し合うことで理解してくれ、あきらめが夢や希望に変わっていく。
地域移行を促進するにあたり、ピアサポーターとの連携は重要。
全国で、ピアサポーター養成基礎研修・専門研修が行われている。
地域でピアサポーターの養成が十分行われているか、地域移行支援を行う一般相談支援事業所とピアサポーターが連携して取り組むことができる体制が整っているか確認し、課題がある場合にはピアサポーター養成研修の企画や一般相談支援事業所とピアサポーターの連携を進めることが必要。
地域生活支援拠点等が地域移行に向けて行う動機付け支援として重要。

地域移行のための自治体の役割

地域生活への移行の支援



グループホームからの一人暮らし等意向の把握

グループホームから出て独立した生活を送ることを望んでいる人や、パートナーとの生活を望む人もいます。そのような希望を把握し、本人が望む生活を実現することも「地域生活の推進」に含まれる。
 (自立支援)協議会等と連携し、グループホームで生活している人たちについても施設入所者同様、**住まい方の希望を把握**し、独立した生活を望んでいる人については、体験の場の活用も含めて希望の実現に向けて取り組むことが求められる。

家族が介護を担っている在宅障害者等に対する、現在及び将来の暮らし計画の作成

家族が介護を担っている障害者等は、本人及び家族が自ら望んで家族による介護を行っているのか、あるいは市町村の支給決定の不足、または介護人材の不足により支給決定通りの障害福祉サービスが受けられる事業所がないことにより、やむを得ず家族介護を行なっているのか等を確認することが必要。
 現在家族介護が十分行えている場合においても、**家族介護に頼らなくても生活できる将来に向けての暮らしを話し合い、計画をつくっておくことが地域生活の安心につながる。**
 十分な支給決定がなされず、家族が過重な介護を余儀なくされているような場合は、本人、家族、相談支援専門員とともに市町村と協議することも必要。
 支給決定はされても、人材不足によって必要なサービスを受けることができないような場合は、市町村の(自立支援)協議会や施策推進審議会とも連携し、人材確保の具体案を地域ぐるみで検討し、市町村の障害福祉計画に反映することにより、社会資源の整備と現状課題の改善につながる。
 家族や入所施設等に依存しなくても暮らせる選択肢があることを、相談支援専門員を中心に情報提供を行ない、誰とどこでどのような暮らしをしていきたいか、本人の希望を明確にしていくことが求められる。

施設入所待機者の把握とグループホーム等利用意向の把握

施設入所待機者は、介護家族の高齢化や、家族の病気などにより家庭内の介護力が低下している状況が考えられる。
 自治体の対応としては入所施設が空くまで自宅で待ってもらうか、短期入所の利用でつないでもらう、という対応になりがち。
 拠点コーディネーターは、これらの人たちの**地域生活継続のための支援を考える必要がある。**
 市町村が把握している施設入所待機者のリストを共有してもらい、「家族と同居した生活やグループホームから独立した生活への移行支援」で示した対応を行うことが求められる。
 在宅の障害者等の地域生活継続の支援ニーズの把握は、施設へ入所する人を「真に施設入所支援が必要な場合」に限定するために重要な取り組み。
 新たな施設入所者等を最小化する取り組みにおいて、地域生活支援拠点等は重要な役割を担っている。

障害福祉計画の目標達成と地域生活支援拠点等の活用

市町村障害福祉計画において施設入所者の地域生活への移行者数や、施設入所者数の削減について数値目標を掲げている。
 地域生活支援拠点等による地域移行の取組みを、**障害福祉計画の目標達成**を意識しながら拠点コーディネーターが**連携会議を活用**して進めることにより、これまでになかった具体的な取組を市町村、拠点コーディネーター、拠点事業所、拠点関係機関が一体となって進めることができる。

地域移行、入所者数削減、入所施設待機者数、グループホーム見込み量の例

第7期障害福祉計画基本指針
 ・令和4(2022)年度末時点の施設入所者数の**6%以上**が、令和8(2026)年度末までに地域生活へ移行
 ・令和8(2026)年度末の施設入所者数を令和4(2022)年度末時点の施設入所者数から**5%以上削減**

- (例)人口25万人の市
 ①施設入所者 280人×6% → 17人以上が地域生活へ移行
 ②施設入所者 280人×5% → 14人以上入所者数削減(266人未満)
 →地域生活支援拠点等の「地域生活への移行の支援」の活用
 ③入所施設待機者数 → 45人
 ④グループホーム等の障害福祉サービス見込み量に45人分を含めて反映
 →地域生活支援拠点等の「体験の機会・場」の活用

共同事業体(JV)方式による広域連携の工夫

座談会

テーマ:実践報告を踏まえて、自分達の地域のこれからを考える

- 事業実施前のプロセス・物語
- 自分の地域独自の取り組み
- 緊急時対応ができる事業所の人材育成
- 拠点コーディネーターと共働すると加算が付く仕組みをうまく活用する
- 地域をチームにする仕掛け
- 入所施設職員に、地域生活のリスクを許容し安心してもらう
- マインドの醸成

85

グループワーク

- 座談会を聞いての感想を分かち合う
- アクションプランの作成(3ヶ月後の自己評価)

86

(資料2)

字幕番号	トラック	表示開始時間	表示終了時間	字幕
1	A	00:00:05:20	00:00:10:14	地域の中で一人暮らしを されてる方だったんですけども
2	A	00:00:10:17	00:00:12:10	その方が ちょっと
3	A	00:00:12:13	00:00:17:25	ご自宅が ゴミが散乱して とても住める状況じゃないというところで
4	A	00:00:17:28	00:00:20:02	ご本人も少し混乱されて
5	A	00:00:20:05	00:00:24:08	行政のほうに 直接 相談に行かれたみたいなんです
6	A	00:00:24:11	00:00:30:05	そこの行政の方が たぶんコーディネーターさんにお話しをして
7	A	00:00:30:08	00:00:34:21	何か今日 緊急で 寝る場所ですかね
8	A	00:00:34:24	00:00:39:16	そういった確保できるような 施設がないかということで
9	A	00:00:39:19	00:00:41:06	お話しをいただき…
10	A	00:00:41:09	00:00:45:29	うちの法人のグループホームが 1つ空き部屋がありましたので
11	A	00:00:46:02	00:00:49:10	その個室を使って 受け入れのほうを行いました
12	A	00:00:49:13	00:00:52:16	うちの法人でロング ショート
13	A	00:00:52:19	00:00:55:26	受け入れで行ってた ご利用者さんなんですけども
14	A	00:00:55:29	00:00:59:02	ほかの利用者さんへの 他害だったりとか
15	A	00:00:59:05	00:01:05:02	あとは ご本人がグループホームに 強い希望を持たれておりましたので
16	A	00:01:05:05	00:01:08:13	そこで うちの法人でも いろいろ動きはしてたんですけども
17	A	00:01:08:16	00:01:14:13	なかなか動きが取れないという中で コーディネーターさんに相談をして
18	A	00:01:14:16	00:01:18:27	ご利用者さんに適した グループホームだったりとか
19	A	00:01:19:00	00:01:21:04	施設などを探していただいて

20	A	00:01:21:07	00:01:25:02	実際に地域移行が実現したということが あります
21	A	00:01:25:05	00:01:28:24	拠点のコーディネーターさんが 主催となって
22	A	00:01:28:27	00:01:34:04	地域の 近隣の事業所の集まり 連絡会ですね
23	A	00:01:34:07	00:01:37:13	そういったのを 定期的に開いてくださってます
24	A	00:01:37:16	00:01:40:28	実際に その連絡会の中では 緊急ショートですね
25	A	00:01:41:01	00:01:46:28	緊急の受け入れの状況なども 事業所間で共有することで
26	A	00:01:47:01	00:01:51:02	地域にどういう方がいて どういうふうにご利用希望されてるか
27	A	00:01:51:05	00:01:53:17	というのを共有する場面としても
28	A	00:01:53:20	00:01:57:24	この連絡会というのは すごく役立っているなと思います
29	A	00:01:57:27	00:02:08:04	拠点は 地域 <small>かた</small> の方が例えば 困った ということにダイレクトに情報が入って
30	A	00:02:08:07	00:02:12:23	そこで すぐに動いてくださる存在かなと いうふうに思います
31	A	00:02:12:26	00:02:18:27	ほんとに行政と事業所との つながりというのが
32	A	00:02:19:00	00:02:23:26	すごくスムーズに行くように 動いてくださるような
33	A	00:02:23:29	00:02:27:19	そういう役割を持たれてるのかなと 思います
34	A	00:02:27:27	00:02:32:13	行政と いろんな医療機関 いろんな所を つなげてくださる
35	A	00:02:32:16	00:02:35:08	心強い存在だなと感じています
36	A	00:02:35:16	00:02:39:28	もうすぐ85歳になるという お母さまが
37	A	00:02:40:01	00:02:45:06	一緒に暮らしてる50代後半の 息子さんの様子から
38	A	00:02:45:09	00:02:48:02	自分に もしものことがあった時
39	A	00:02:48:05	00:02:54:14	突然 息子さんが独りになったら どうするんだろうっていう不安を

40	A	00:02:54:17	00:03:01:03	特に感じるようになったんだけど 何か情報はありますか？ って
41	A	00:03:01:06	00:03:07:03	具体的なお話を頂いたのが まずはきっかけです
42	A	00:03:07:06	00:03:09:00	コーディネーターさんからは
43	A	00:03:09:03	00:03:15:21	“スムーズにお母さんと連絡が取れて お顔を合わせられましたよ”というの
44	A	00:03:15:24	00:03:21:21	結構 こまめに経過の連絡を頂き
45	A	00:03:21:24	00:03:25:01	で 私自身はご近所ですので
46	A	00:03:25:04	00:03:28:02	通りがかった時に ちょっと様子を見たり
47	A	00:03:28:05	00:03:31:23	“その後 どうですか？”とかっていう お声かけは
48	A	00:03:31:26	00:03:36:03	より させていただけるようにはなって
49	A	00:03:36:06	00:03:42:26	見守り的な 地域のおばさんの見守りを させてもらいながら来ています
50	A	00:03:42:29	00:03:45:08	私も80過ぎてるのにね
51	A	00:03:45:11	00:03:48:20	今一緒に住んでる (二人の息子の)弟のほうが
52	A	00:03:48:23	00:03:51:29	統合失調症だっていうことが 分かってから
53	A	00:03:52:02	00:03:55:23	それから ちょっと 入院したりとか なんか ありましたけれども
54	A	00:03:55:26	00:03:57:07	それで今は もう
55	A	00:03:57:10	00:04:01:28	普通に生活できてるつもり なんですけれどね
56	A	00:04:02:01	00:04:03:19	だから そういうことから
57	A	00:04:03:22	00:04:07:10	“どういう所に頼んだらいいか なんにも分かんないんだわ”って言って
58	A	00:04:07:13	00:04:09:07	相談したんですよ
59	A	00:04:09:10	00:04:15:19	障害年金というものはね 私は全然 知らないもんですから
60	A	00:04:15:22	00:04:19:10	それで“障害年金もらってるの？”って いうことから
61	A	00:04:19:13	00:04:23:07	結局 そんなの知らないから 分かんないっていうことから
62	A	00:04:23:10	00:04:25:13	それで どうかなあ これで

63	A	00:04:25:16	00:04:30:28	今まで なんにも そういう年金のことなんか 聞いたことなかったですからね
64	A	00:04:31:01	00:04:35:09	だから“どういうふうにするのかも 分からないんですけども”って言ったら
65	A	00:04:35:12	00:04:39:13	だいたいの状態…
66	A	00:04:39:16	00:04:43:03	入院してた時から 帰ってきて今の状態も
67	A	00:04:43:06	00:04:47:04	どんなふうに今はなってるかなと いうことも聞いてくださって
68	A	00:04:47:07	00:04:50:15	もう私 いなくなったら ほんとにね 独りで だから
69	A	00:04:50:18	00:04:53:29	どこに住むのか どうやってやるのかということも
70	A	00:04:54:02	00:04:56:11	考えなきゃいけないんだけども
71	A	00:04:56:14	00:04:59:15	それも いなくなってからでは また大変だから
72	A	00:04:59:18	00:05:03:03	その前から準備として
73	A	00:05:03:06	00:05:07:05	分かってくるといいなということは 思いましたけれどね
74	A	00:05:07:08	00:05:09:05	自分の家にいるか
75	A	00:05:09:08	00:05:14:11	グループホームとか そういう所に 籍を変えて
76	A	00:05:14:14	00:05:18:12	そこで生活できるように してもらえるのかね
77	A	00:05:18:15	00:05:20:29	やっぱり いろいろとありますものね
78	A	00:05:21:02	00:05:23:07	私は すごく楽になりました
79	A	00:05:23:10	00:05:27:13	やっぱり 今まで どこに言ったらいいか分からないことが
80	A	00:05:27:16	00:05:31:08	これだけ次々と進めてくださるから
81	A	00:05:31:11	00:05:35:06	だから ほんとに 気持ちは楽になりました
82	A	00:05:35:09	00:05:36:27	当院のほうで
83	A	00:05:37:00	00:05:40:22	この地域の自立支援協議会にも 参加させていただいてまして
84	A	00:05:40:25	00:05:44:11	その中にコーディネーターの方が いらっしかったです
85	A	00:05:44:14	00:05:48:05	その中で 地域移行を進めていくために

86	A	00:05:48:08	00:05:52:00	自立支援協議会のメンバー コーディネーター含めて
87	A	00:05:52:03	00:05:55:21	長期入院の患者さまに 面会に来ていただいて
88	A	00:05:55:24	00:05:59:15	そこでいろいろ地域のことを お話ししていただきました
89	A	00:05:59:18	00:06:05:23	その中で 退院を希望したい という気持ちに変わった方もおられますし
90	A	00:06:05:26	00:06:09:24	あと 自立支援協議会の中に いろいろなメンバーがおりまして
91	A	00:06:09:27	00:06:11:29	たまたま その時は
92	A	00:06:12:02	00:06:16:17	当院の長期入院の患者さまが 知的障害の方が何人かいます
93	A	00:06:16:20	00:06:21:21	知的障害の施設 <small>かた</small> の方も 自立支援協議会のメンバーにいましたので
94	A	00:06:21:24	00:06:25:03	そこで そこに退院できないかという 話を進めまして
95	A	00:06:25:06	00:06:30:19	そこから つながりができて 退院ができた方が何名かいます
96	A	00:06:30:22	00:06:36:08	病院だけでは やはり地域移行って なかなか難しくくて
97	A	00:06:36:11	00:06:40:21	病院から退院をしていただくっていう 側だけじゃなくて
98	A	00:06:40:24	00:06:44:09	地域で受け入れていただくっていうほうが やはり必要になってきますので
99	A	00:06:44:12	00:06:47:16	そこにコーディネーターの方がいて 調整していただけるっていうのは
100	A	00:06:47:19	00:06:50:11	すごい必要なことかなと思います
101	A	00:06:50:16	00:06:53:25	強度行動障害のある利用者さまがいて
102	A	00:06:53:28	00:06:57:18	支援が 最初うまくいかなくて
103	A	00:06:57:21	00:06:59:08	他害もありましたし
104	A	00:06:59:11	00:07:03:15	職員とか ほかの入居者に <small>いかく</small> 威嚇行為なんかもあったんですけど
105	A	00:07:03:18	00:07:08:04	拠点さんに相談させてもらって 対応策とか

106	A	00:07:08:07	00:07:11:14	“この人の こういうところが たぶん嫌だから こういふふうになってるんだろうね”
107	A	00:07:11:17	00:07:14:23	という検討会を何回も開きまして
108	A	00:07:14:26	00:07:20:07	“こうしたら うまくいくんじゃないか”と いうことをたくさん試させてもらって
109	A	00:07:20:10	00:07:24:28	今は うまく ^{かた} その方に合った支援が できているのかなと思います
110	A	00:07:25:01	00:07:27:21	拠点コーディネーターさんが あいだに入ってもらって
111	A	00:07:27:24	00:07:31:17	長年 関わっている支援者とか 家族の方とか
112	A	00:07:31:20	00:07:35:05	昔 行っていた 事業所なんかの方たちの話も
113	A	00:07:35:08	00:07:39:13	会議を開いてもらって 話す機会を作ってもらいました
114	A	00:07:39:16	00:07:41:05	そこでいろいろ知れました
115	A	00:07:41:08	00:07:45:00	コーディネーターさんからの意見も もちろん聞けるんですけど
116	A	00:07:45:03	00:07:49:26	それ以外に その方をよく知る方たちを たくさん集めてくださるので
117	A	00:07:49:29	00:07:54:23	時系列っていうか “昔は こうだったよ”とかっていうのが
118	A	00:07:54:26	00:07:57:09	すごく分かるので助かってます
119	A	00:07:57:24	00:07:59:01	コーディネーターさんが
120	A	00:07:59:04	00:08:04:21	医療も含めて地域の事業所さんたちを たくさん知っていらっやいますし
121	A	00:08:04:24	00:08:07:05	どこの事業所が どういふことをやっているとか
122	A	00:08:07:08	00:08:11:11	どこの病院が どういふところが 得意分野だというところを
123	A	00:08:11:14	00:08:13:02	すごく知っているのです
124	A	00:08:13:05	00:08:17:16	的確に紹介先があるので
125	A	00:08:17:19	00:08:22:10	こちらも どんな困難でも 相談することができていて
126	A	00:08:22:13	00:08:24:06	とても助かっています
127	A	00:08:24:09	00:08:26:01	コーディネーターがいなかったら

128	A	00:08:26:04	00:08:29:01	自分の事業所で 抱え込んでしまうんじゃないかなって
129	A	00:08:29:04	00:08:30:26	思ったことはあります
130	A	00:08:30:29	00:08:33:22	地域のコーディネーターさんが いらっしゃるので
131	A	00:08:33:25	00:08:38:09	地域みんなで考えていけばいいんだなって 思わされることはよくあります
132	A	00:08:39:09	00:08:40:29	きかん 基幹相談支援についても
133	A	00:08:41:02	00:08:45:23	これまで緊急時の対応 地域移行など 取り組んでまいりましたが
134	A	00:08:45:26	00:08:50:14	この拠点コーディネーターが 改めてこの2つの機能を設ける 対応する もう
135	A	00:08:50:17	00:08:52:21	というところが位置付けられました
136	A	00:08:52:24	00:08:55:28	これについて せんじゅう 専任 専従で対応することで
137	A	00:08:56:01	00:09:01:05	事前検討 ふだんの関係性づくりから 対応ができるようになるという点で
138	A	00:09:01:08	00:09:06:10	専従… 専任の部分が 大きな効果を果たしています
139	A	00:09:06:13	00:09:09:03	緊急時の対応についても 事前検討から
140	A	00:09:09:06	00:09:10:11	あとは地域移行についても
141	A	00:09:10:14	00:09:15:00	ふだんの医療関係者との関係づくりから 進められるようになったことで
142	A	00:09:15:03	00:09:18:02	より着実に成果を出している と考えています
143	A	00:09:18:05	00:09:23:12	拠点コーディネーターについては 特に市内の事業所など巡回訪問を
144	A	00:09:23:15	00:09:26:10	顔の見える関係づくりに きよ 寄与してくれています
145	A	00:09:26:13	00:09:30:20	地域の接着剤 そういった部分で 寄与してくれることで
146	A	00:09:30:23	00:09:36:07	ニーズの把握やあとは課題の抽出 はあく ちゅうしゅつ 実際の地域づくりなど

147	A	00:09:36:10	00:09:39:18	行政だけでは担えない部分 ^{にな} を 一緒にやっていくパートナーとしての
148	A	00:09:39:21	00:09:41:10	存在だと考えています
149	A	00:09:41:13	00:09:46:12	行政のほうで全て 例えば市内の事業所の利用状況であったり
150	A	00:09:46:15	00:09:53:03	個別の利用者の方の状況を把握するというのは なかなか難しい現状にありますので
151	A	00:09:53:06	00:09:55:23	個別ケースの蓄積 ^{ちくせき} という意味と
152	A	00:09:55:26	00:09:59:02	あとは市内事業所との関係性が 出来ているという点でも
153	A	00:09:59:05	00:10:03:01	行政が なかなか そこまで踏み込めてない できていない部分を
154	A	00:10:03:04	00:10:06:01	一緒に補完 ^{ほかん} する関係性があると 考えています
155	A	00:10:06:04	00:10:09:04	この制度が始まって 一番最初に取りかかったのが
156	A	00:10:09:07	00:10:11:22	緊急ショートステイ事業 なんですけれども
157	A	00:10:11:25	00:10:16:10	地域で生活している障害者の方に 何かあった時
158	A	00:10:16:13	00:10:20:06	また一緒に暮らしてらっしゃる ご家族さんに何かあった時に
159	A	00:10:20:09	00:10:25:09	緊急にお預かりをする制度がないと 安心して生活ができないということで
160	A	00:10:25:12	00:10:29:27	入所の施設を持ってらっしゃる 法人さんたちにお声がけをして
161	A	00:10:30:00	00:10:33:21	それぞれ当番月を持っていただいて
162	A	00:10:33:24	00:10:40:05	緊急で入れるショートステイ ^{びょうしょう} の病床を 確保するという事業を開始しました
163	A	00:10:40:08	00:10:45:08	拠点コーディネーターが中心となって 一緒に作り上げたというものになります
164	A	00:10:45:11	00:10:52:04	拠点登録事業所を増やすために 事業所さんを回っていただきました
165	A	00:10:52:07	00:10:56:00	どうしても事業所さんの理解を 得ていかないと

166	A	00:10:56:03	00:10:58:25	そういった支援の体制が 組めないというところで
167	A	00:10:58:28	00:11:02:10	それぞれの事業所さんのほうに 出向いていただきまして
168	A	00:11:02:13	00:11:06:06	事業の必要性を 訴えていただいたということです
169	A	00:11:06:09	00:11:08:03	相談事業所のほうで
170	A	00:11:08:06	00:11:13:09	24時間の相談を受けるという 事業所さんが だいぶ増えまして
171	A	00:11:13:12	00:11:15:27	1つの事業所で 受けきれないものは
172	A	00:11:16:00	00:11:19:25	共同連携という体制をつくって 受けていただいているんですけれども
173	A	00:11:19:28	00:11:22:14	たぶん 相談支援事業所の半分くらいは
174	A	00:11:22:17	00:11:26:10	今 指定を取っていただいているかなと 思います
175	A	00:11:26:13	00:11:31:19	どうしても やっぱり1つの事業所で 担うのは大変だというところで
176	A	00:11:31:22	00:11:37:15	そういった方法があるということ 情報提供はしていただきました
177	A	00:11:37:18	00:11:40:28	どうしても行政職員だと 異動が多くて
178	A	00:11:41:01	00:11:45:14	なかなか事業が浸透する前に 異動になってしまう
179	A	00:11:45:17	00:11:49:16	やり残した感があるまま 異動になってしまうところが多くて
180	A	00:11:49:19	00:11:53:24	長い目で見た ^{せさく} 施策を 実現していくというところが
181	A	00:11:53:27	00:11:55:16	とても難しいんですけれども
182	A	00:11:55:19	00:11:58:03	いっかん 一貫して そういった課題に
183	A	00:11:58:06	00:12:00:14	取り組んでいただける場所が あるというところで
184	A	00:12:00:17	00:12:04:10	ほんとに心強いパートナーかなと 思っております
185	A	00:12:04:13	00:12:09:29	一番最初にご相談する 一番頼れる場所と いうような印象でいます

(資料3)

字幕番号	トラック	表示開始時間	表示終了時間	字幕
1	A	00:00:01:19	00:00:07:28	この研修では自治体との協働による 地域生活支援拠点等コーディネーターの
2	A	00:00:08:01	00:00:11:06	配置と役割について学びます
3	A	00:00:17:05	00:00:22:04	初めに地域生活支援拠点等の概要を お話しします
4	A	00:00:26:15	00:00:29:28	地域生活支援拠点等の整備については
5	A	00:00:30:01	00:00:34:08	令和6年度の 障害者総合支援法の改正によって
6	A	00:00:34:11	00:00:39:07	整備に関する市町村の努力義務が 設けられました
7	A	00:00:39:10	00:00:44:28	地域生活支援拠点等が担うべき機能として 以下の3つが挙げられています
8	A	00:00:45:01	00:00:52:03	① 居宅で生活する障害者等の特性に 起因して生じる緊急の事態における対応や
9	A	00:00:52:06	00:00:55:26	緊急の事態に備えるための相談に 応じること
10	A	00:00:55:29	00:00:59:08	支援体制の確保のための 連携や調整
11	A	00:00:59:11	00:01:05:15	緊急時における宿泊場所の 一時的な提供の受け入れ体制の確保
12	A	00:01:05:18	00:01:09:26	② 入所施設や病院 親元からの地域移行に向けた
13	A	00:01:09:29	00:01:14:23	一人暮らしやグループホーム等の 体験利用の機会の提供
14	A	00:01:14:26	00:01:20:07	そのための相談や情報提供 関係機関との連携・調整
15	A	00:01:20:10	00:01:27:29	③ 障害者の地域生活を支える 専門的人材の確保・育成などです
16	A	00:01:28:02	00:01:34:12	市町村においては地域生活支援拠点等に 拠点コーディネーターを配置して
17	A	00:01:34:15	00:01:39:03	緊急時に備えた相談・緊急時の対応
18	A	00:01:39:06	00:01:43:15	また地域移行に関する支援
19	A	00:01:43:18	00:01:47:15	このようなことをしっかりと行うことが 求められています
20	A	00:01:47:18	00:01:50:24	また地域生活支援拠点等

21	A	00:01:50:27	00:01:53:16	<small>きかん</small> 基幹相談支援センター
22	A	00:01:53:19	00:01:56:11	地域の自立支援協議会
23	A	00:01:56:14	00:01:58:05	この3つによって
24	A	00:01:58:08	00:02:05:00	地域の障害のある方 <small>かた</small> の支援ネットワークを 整備していくことが求められています
25	A	00:02:11:20	00:02:15:19	拠点コーディネーターが どのような活動をして
26	A	00:02:15:22	00:02:20:11	どのような役割を果たしているかについて 動画でご覧いただきます
27	A	00:02:31:25	00:02:36:11	地域生活支援拠点等の 整備推進・機能強化
28	A	00:02:36:14	00:02:41:19	これを知るうえで必要な用語の解説を 最初に行います
29	A	00:02:47:10	00:02:50:11	令和6年から障害者総合支援法に
30	A	00:02:50:14	00:02:54:17	地域生活支援拠点等を 位置付けたことに伴い
31	A	00:02:54:20	00:02:56:09	厚生労働省では
32	A	00:02:56:12	00:03:02:09	「地域生活支援拠点等・ ネットワーク運営推進事業の実施について」
33	A	00:03:02:12	00:03:06:11	「地域生活支援拠点等の整備推進 及び機能強化について」
34	A	00:03:06:14	00:03:09:23	という2つの通知 <small>はっしゅつ</small> を発出し
35	A	00:03:09:26	00:03:13:13	機能の強化に関する対応を示しました
36	A	00:03:13:16	00:03:18:24	通知の中で 地域生活支援拠点等に関する 用語が示されましたので
37	A	00:03:18:27	00:03:21:17	まずは それを解説していきます
38	A	00:03:23:01	00:03:26:03	(1) 拠点コーディネーター
39	A	00:03:26:06	00:03:30:17	拠点関係機関から構成される ネットワークの運営や
40	A	00:03:30:20	00:03:33:25	機能の充実等の総合調整 <small>ほか</small> を図り
41	A	00:03:33:28	00:03:40:02	情報連携等を担う地域生活支援拠点に 配属されたコーディネーターを指します
42	A	00:03:41:06	00:03:45:01	(2) 拠点機能強化サービス
43	A	00:03:45:04	00:03:49:18	計画相談支援 障害児相談支援の
44	A	00:03:49:21	00:03:55:12	機能強化型基本報酬 <small>ほうしゅう</small> (Ⅰ) または(Ⅱ)を算定する場合に

45	A	00:03:55:15	00:04:00:26	さらに自立生活援助 地域移行支援 地域定着支援の
46	A	00:04:00:29	00:04:05:18	全てのサービスの総称を指します
47	A	00:04:05:21	00:04:08:12	これらのサービスを行っていることが
48	A	00:04:08:15	00:04:15:03	拠点コーディネーターを配置するための 加算を取得するための要件になっています
49	A	00:04:15:06	00:04:19:08	(3) 拠点機能強化事業所
50	A	00:04:19:11	00:04:22:29	(2)の拠点機能強化サービスを 満たしたうえで
51	A	00:04:23:02	00:04:28:04	市町村が拠点コーディネーターを 配置する地域生活支援拠点等として
52	A	00:04:28:07	00:04:31:12	位置付けられた事業所を指します
53	A	00:04:33:25	00:04:36:25	(4) 拠点事業所
54	A	00:04:36:28	00:04:39:19	これは 通知には出てこない言葉ですけども
55	A	00:04:39:22	00:04:43:14	この研修では 障害福祉サービス事業所等が
56	A	00:04:43:17	00:04:49:05	運営規定に定めたとうえで 市町村に <small>とどけで</small> 地域生活支援拠点等の届出を行い
57	A	00:04:49:08	00:04:54:28	市町村から 地域生活支援拠点等の 事業所として認められた事業所を
58	A	00:04:55:01	00:05:02:05	「拠点関係機関」と区別するために 「拠点事業所」と呼ぶこととします
59	A	00:05:02:08	00:05:06:15	(5)に拠点関係機関が解説されています
60	A	00:05:06:18	00:05:09:06	地域生活支援拠点等と連携して
61	A	00:05:09:09	00:05:14:10	障害者が地域で安心して 自立した日常生活 社会生活を
62	A	00:05:14:13	00:05:19:06	<small>いと</small> な 営むことができるよう支援する 指定障害福祉サービス事業者
63	A	00:05:19:09	00:05:25:24	医療機関 基幹相談支援センターなどの 関係機関の全てを指します
64	A	00:05:25:27	00:05:32:10	したがって拠点事業所よりも さらに広い拠点の関係機関を指しています
65	A	00:05:32:13	00:05:35:10	この拠点関係機関のうち
66	A	00:05:35:13	00:05:44:20	地域生活支援拠点等の届出を行った事業所を 「拠点事業所」というふうに区別しています
67	A	00:05:44:23	00:05:47:02	(6) 連携担当者
68	A	00:05:47:05	00:05:52:29	拠点事業所と拠点関係機関とのあいだで 平時から情報連携を整えるため

69	A	00:05:53:02	00:05:58:01	拠点事業所に連携担当者を1名以上配置することになりました
70	A	00:05:58:04	00:06:03:19	これによってコーディネーターと拠点事業所 拠点関係機関と
71	A	00:06:03:22	00:06:07:00	連携する相手が明確になり
72	A	00:06:07:03	00:06:11:19	より地域生活支援拠点等のコーディネーターと各機関が
73	A	00:06:11:22	00:06:16:22	連携しやすくなるという利点があります
74	A	00:06:16:25	00:06:19:28	(7) 地域生活障害者等
75	A	00:06:20:01	00:06:22:08	地域で生活する障害者
76	A	00:06:22:11	00:06:25:12	これは障害者及び障害児を指しますけども
77	A	00:06:25:15	00:06:30:09	さらに地域生活に移行することを希望する障害者
78	A	00:06:30:12	00:06:36:22	これらを総称して「地域生活障害者等」というふうに呼びます
79	A	00:06:38:24	00:06:41:07	(8) 緊急事態
80	A	00:06:41:10	00:06:44:22	障害の特性に起因して生じた緊急の事態
81	A	00:06:44:25	00:06:50:04	例えば強度行動障害の状態にある人がパニックを起こしてしまって
82	A	00:06:50:07	00:06:54:13	ご家庭などでは対応が難しくなってしまったそのような場合
83	A	00:06:54:16	00:07:03:05	あるいは障害のある方の介護をしているご本人のご家族などが
84	A	00:07:03:08	00:07:08:13	支援が見込めなくなったような事態を指します
85	A	00:07:08:16	00:07:10:29	(9) 動機付け支援
86	A	00:07:11:02	00:07:19:26	障害者支援施設や精神科病院に長期間 入所・入院していた人が
87	A	00:07:19:29	00:07:26:16	地域移行に向けての動機付けが高まるような支援を行うことを指します
88	A	00:07:26:19	00:07:30:19	必要に応じて面接や外出の同行支援
89	A	00:07:30:22	00:07:35:27	体験宿泊・ピアサポート活動の活用を行います
90	A	00:07:43:25	00:07:49:25	拠点機能強化事業所の整備と拠点コーディネーターの配置に向けて
91	A	00:07:53:23	00:07:57:02	拠点コーディネーターの配置をするための財源として
92	A	00:07:57:05	00:08:00:21	令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定で

93	A	00:08:00:24	00:08:04:19	地域生活支援拠点等のコーディネーターを配置する加算
94	A	00:08:04:22	00:08:08:12	拠点機能強化加算が創設されました
95	A	00:08:11:18	00:08:14:12	これまで拠点コーディネーターの 人件費については
96	A	00:08:14:15	00:08:23:21	地域生活支援事業で その財源が対応されていましたが
97	A	00:08:23:24	00:08:28:27	拠点機能強化加算の算定要件を満たす 体制整備までのあいだに限り
98	A	00:08:29:00	00:08:35:00	地域生活支援事業の補助対象とする 経過措置が設けられています
99	A	00:08:35:03	00:08:40:27	ですので 現在 地域生活支援事業で 拠点コーディネーターを配置して
100	A	00:08:41:00	00:08:45:24	なおかつ 拠点機能強化加算に 移行するまでの体制が整っていない
101	A	00:08:45:27	00:08:47:17	そういった所については
102	A	00:08:47:20	00:08:52:10	地域生活援助事業の経過措置を 利用することができます
103	A	00:08:55:29	00:09:00:15	1) 拠点コーディネーターを配置するための 加算の事業所の要件です
104	A	00:09:00:18	00:09:03:27	① 計画相談支援 障害児相談支援の
105	A	00:09:04:00	00:09:08:24	機能強化型基本報酬(Ⅰ)または(Ⅱ)を 算定していることに加え
106	A	00:09:08:27	00:09:13:27	自立生活援助 地域移行支援 地域定着支援を
107	A	00:09:14:00	00:09:17:00	同一の事業所で一体的に運営する
108	A	00:09:17:03	00:09:22:19	または 複数の事業所が 相互に連携して運営する場合
109	A	00:09:22:22	00:09:28:21	拠点コーディネーターを配置するための 加算の事業所の要件を満たすこととなります
110	A	00:09:28:24	00:09:34:06	② 拠点コーディネーターを <small>せんじゅう</small> 常勤専従で1人以上 配置すること
111	A	00:09:34:09	00:09:41:13	③ その事業所を市町村が地域生活支援拠点等 として位置付けていること
112	A	00:09:41:16	00:09:43:16	この3つの要件を満たした場合
113	A	00:09:43:19	00:09:47:29	拠点コーディネーターを配置するための 加算の事業所の要件を
114	A	00:09:48:02	00:09:50:27	満たしているということになります
115	A	00:09:54:26	00:10:01:02	次に この要件を 同一の事業所で果たす場合

116	A	00:10:01:05	00:10:08:01	あるいは相互に連携して 運営する場合についての概念図 <small>がいねんず</small> を説明します
117	A	00:10:08:04	00:10:12:14	この図はAという法人の Aという事業所で
118	A	00:10:12:17	00:10:18:01	計画相談 障害児相談支援の 機能強化型基本報酬(Ⅰ)または(Ⅱ)を
119	A	00:10:18:04	00:10:21:06	算定している相談支援事業所があり
120	A	00:10:21:09	00:10:23:01	さらに その事業所において
121	A	00:10:23:04	00:10:29:01	自立生活援助 地域移行支援 地域定着支援を行っている場合
122	A	00:10:29:04	00:10:34:09	これが一体的に行っている体制として 考えられます
123	A	00:10:34:12	00:10:37:17	さらにAという法人の中で
124	A	00:10:37:20	00:10:40:16	相談支援を行っている事業所
125	A	00:10:40:19	00:10:43:01	地域移行支援を行っている事業所
126	A	00:10:43:04	00:10:45:19	地域定着支援を行っている事業所
127	A	00:10:45:22	00:10:48:25	自立生活援助を行っている事業所が
128	A	00:10:48:28	00:10:50:28	別々にある場合において
129	A	00:10:51:01	00:10:54:28	これらを一体的に運営するというので
130	A	00:10:55:01	00:10:58:20	拠点機能強化事業所の要件を 満たすこともできます
131	A	00:10:58:23	00:11:02:16	さらに相互に連携して 運営する場合には
132	A	00:11:02:19	00:11:05:18	Aという法人で相談支援事業
133	A	00:11:05:21	00:11:08:06	Bという法人が地域移行支援
134	A	00:11:08:09	00:11:10:24	Cという法人が地域定着支援
135	A	00:11:10:27	00:11:14:12	Dという法人が自立生活援助という形に
136	A	00:11:14:15	00:11:18:28	別々の法人で それぞれの事業を担っていたとしても
137	A	00:11:19:01	00:11:25:08	そこが相互に連携して運営をしていると いう体制が取れている場合は
138	A	00:11:25:11	00:11:29:14	これらの4つの法人をもって
139	A	00:11:29:17	00:11:34:13	拠点機能強化事業所として 認めることもできます
140	A	00:11:34:16	00:11:37:05	この場合は4つの法人が連携して
141	A	00:11:37:08	00:11:42:05	拠点コーディネーターを配置するための 加算を取得するということになります
142	A	00:11:42:08	00:11:47:12	これは4つに限らず 3つでも2つでも可能になります

143	A	00:11:47:15	00:11:51:10	ですので 1つの法人で 全てを満たしているという必要はなく
144	A	00:11:51:13	00:11:53:14	いくつかの法人で連携して
145	A	00:11:53:17	00:11:57:01	拠点コーディネーターを配置するための 事業所としての要件を
146	A	00:11:57:04	00:12:00:04	満たすことができることとなります
147	A	00:12:02:28	00:12:05:14	2) 拠点コーディネーターの専従です
148	A	00:12:05:17	00:12:09:15	加算で配置した 拠点コーディネーターについては
149	A	00:12:09:18	00:12:14:26	原則として 拠点機能強化事業所における 他の職務に従事してはならない
150	A	00:12:14:29	00:12:16:14	ということになっています
151	A	00:12:16:17	00:12:21:20	ですので 拠点コーディネーターとして 専従することが求められます
152	A	00:12:21:23	00:12:24:01	拠点コーディネーターが例えば
153	A	00:12:24:04	00:12:28:04	相談支援事業所の 相談支援専門員を兼務するとか
154	A	00:12:28:07	00:12:30:26	あるいは 自立生活援助の支援員を兼務する
155	A	00:12:30:29	00:12:33:11	このようなことは認められていません
156	A	00:12:33:14	00:12:39:18	ただし 緊急事態における支援や 地域移行等に係る支援において
157	A	00:12:39:21	00:12:42:26	拠点コーディネーターが 自ら支援を提供することを
158	A	00:12:42:29	00:12:47:15	市町村が特に必要と認めた場合には その時に限って
159	A	00:12:47:18	00:12:54:23	拠点機能強化事業所の職務に 従事することができることになっています
160	A	00:12:56:29	00:13:00:12	3) 拠点コーディネーターの 要件と業務です
161	A	00:13:00:15	00:13:02:23	(イ) 拠点コーディネーターの要件
162	A	00:13:02:26	00:13:07:16	以下のいずれかの要件を満たすと 市町村長が認めた人が
163	A	00:13:07:19	00:13:09:15	要件を満たすこととなります
164	A	00:13:09:18	00:13:14:17	① 自立支援協議会への参画 <small>さんかく</small> 運営の実績など
165	A	00:13:14:20	00:13:20:20	地域における相談支援体制や 障害福祉サービス提供体制の構築について
166	A	00:13:20:23	00:13:23:19	一定の知識 経験を有する人

167	A	00:13:23:22	00:13:31:09	② 障害者等に対する相談支援や地域移行に係る支援に相当期間 従事するなど
168	A	00:13:31:12	00:13:36:27	地域生活障害者等への支援について知識 経験を有する人
169	A	00:13:37:00	00:13:39:25	③ その他 社会福祉士など
170	A	00:13:39:28	00:13:44:05	障害者支援に関する一定の知識 経験を有する人
171	A	00:13:44:08	00:13:49:04	このような要件を満たしている人が市町村から認められた場合
172	A	00:13:49:07	00:13:53:19	拠点コーディネーターの要件を満たしたということになります
173	A	00:13:55:24	00:13:59:25	(ウ) 拠点コーディネーターの業務です
174	A	00:13:59:28	00:14:05:13	市町村とともに 地域の支援ニーズ ^{はあく} の把握や社会資源の活用
175	A	00:14:05:16	00:14:11:29	効果的な支援体制を構築するため以下の業務を行うとされています
176	A	00:14:12:02	00:14:17:20	① 事前把握と緊急時の対応
177	A	00:14:17:23	00:14:23:04	緊急時の支援が見込めないそのような可能性がある方に対して
178	A	00:14:23:07	00:14:31:26	事前に拠点コーディネーターがその状況を把握して登録するなど
179	A	00:14:31:29	00:14:37:04	緊急時の対応をするための準備を行うことを指します
180	A	00:14:38:24	00:14:42:27	② 緊急時 受け入れ体制の確保
181	A	00:14:43:00	00:14:49:02	短期入所事業所や通所事業所 ^{つうしょ} と連携体制を作ったうえで
182	A	00:14:49:05	00:14:51:24	常時の緊急受け入れ体制を確保する
183	A	00:14:51:27	00:14:59:28	このようなことを事前に調整をして準備をしていくことを求めています
184	A	00:15:00:01	00:15:03:07	③ 地域移行の支援
185	A	00:15:03:10	00:15:08:21	一般・特定相談支援事業 障害者支援施設 精神科病院との
186	A	00:15:08:24	00:15:12:15	連携体制を作ったうえで
187	A	00:15:12:18	00:15:17:04	障害者支援施設の 地域移行等意向確認担当者 ^{いこう}
188	A	00:15:17:07	00:15:23:00	精神科病院の退院後生活環境相談員と情報共有をしたり

189	A	00:15:23:03	00:15:26:10	障害福祉サービスの体験利用の支援をしたり
190	A	00:15:26:13	00:15:30:24	地域生活への移行に向けた支援の調整を行います
191	A	00:15:30:27	00:15:37:11	④ その他 拠点の機能を果たすために必要な役割とされています
192	A	00:15:40:07	00:15:44:13	4) 拠点機能強化加算の算定です
193	A	00:15:44:16	00:15:49:19	拠点コーディネーター 1人当たり ひと 1月につき100回を上限として
194	A	00:15:49:22	00:15:56:06	拠点機能強化加算の算定を することができることになっています
195	A	00:15:56:09	00:16:01:16	100回というのは 例えば 以下の図で見ていただきますと
196	A	00:16:01:19	00:16:07:29	計画相談支援や障害児相談支援の 機能強化型基本報酬(Ⅰ)または(Ⅱ)を
197	A	00:16:08:02	00:16:14:14	月 例えば50件 50事例分 報酬請求をした場合に
198	A	00:16:14:17	00:16:19:21	それに対して拠点機能強化加算が 上乘せされることとなります
199	A	00:16:19:24	00:16:25:05	さらに 月 専従常勤1人当たり100件ですから
200	A	00:16:25:08	00:16:27:05	相談で50件だった場合
201	A	00:16:27:08	00:16:32:16	残りの50件を自立生活援助 地域移行支援 地域定着支援で
202	A	00:16:32:19	00:16:36:17	それぞれ20件 10件 20件というふうに 算定した場合
203	A	00:16:36:20	00:16:39:24	この3つの事業で 50件になりますので
204	A	00:16:39:27	00:16:45:00	これらの報酬に さらに拠点機能強化加算が上乘せされて
205	A	00:16:45:03	00:16:47:18	支給されることとなります
206	A	00:16:47:21	00:16:51:14	そうしますと相談で50件 ほかの3事業で50件
207	A	00:16:51:17	00:16:57:17	合計100件 拠点コーディネーター 1人当たりの加算を取得できることになり
208	A	00:16:57:20	00:17:03:28	この100件で おおむね月50万円ぐらいの 加算の報酬が
209	A	00:17:04:01	00:17:08:19	これらのサービスの基本報酬に 上乘せされる形で
210	A	00:17:08:22	00:17:11:27	別途 支払われることになり

211	A	00:17:12:00	00:17:15:03	それを 拠点コーディネーターのための人件費
212	A	00:17:15:06	00:17:19:29	あるいは事業費として 活用できることになります
213	A	00:17:25:08	00:17:29:21	先ほどの図については Aという法人が
214	A	00:17:29:24	00:17:35:18	1つの法人で月100件 加算を 算定した場合の図だったわけですけども
215	A	00:17:35:21	00:17:40:18	複数の法人が拠点機能強化事業を 相互に連携して運営する場合
216	A	00:17:40:21	00:17:46:10	複数の法人が加算を算定し 報酬として受け取ることになります
217	A	00:17:46:13	00:17:51:12	この図を見ていただきますと Aという法人が相談支援事業で月50件
218	A	00:17:51:15	00:17:57:13	Bという法人が 自立生活援助 地域移行支援 地域定着支援の3つの事業で
219	A	00:17:57:16	00:18:02:01	残りの50件の報酬請求を 行っている形になっています
220	A	00:18:02:04	00:18:09:15	そうしますと Aという法人に 相談の50件分の拠点機能強化加算が支払われ
221	A	00:18:09:18	00:18:14:16	Bという法人には自立生活援助 地域移行支援 地域定着支援の
222	A	00:18:14:19	00:18:23:05	3つの事業に対する拠点機能強化加算が 50件分 支払われるということになります
223	A	00:18:23:08	00:18:24:11	ただ この場合
224	A	00:18:24:14	00:18:28:28	拠点コーディネーターは その100件分の加算を集めて
225	A	00:18:29:01	00:18:33:02	人件費や事業費として使うということに なります
226	A	00:18:33:05	00:18:37:14	Aという法人が拠点コーディネーターを 雇用して配置した場合は
227	A	00:18:37:17	00:18:45:22	B法人が受け取った この3つの事業の 拠点機能強化加算分だけを
228	A	00:18:45:25	00:18:49:04	Aという法人に 支払うことになります
229	A	00:18:49:07	00:18:55:20	そうしますと A法人は B法人が受け取った 拠点機能強化加算の50件分と
230	A	00:18:55:23	00:19:04:17	A法人が取得した相談支援事業による 50件分の拠点機能強化加算の2つを合わせて
231	A	00:19:04:20	00:19:08:10	100件分の拠点機能強化加算を活用して

232	A	00:19:08:13	00:19:11:25	拠点コーディネーターの人件費を まかな 賄ったり
233	A	00:19:11:28	00:19:13:29	あるいは 拠点コーディネーターのための事業費を
234	A	00:19:14:02	00:19:18:05	賄ったりすることが できることとなります
235	A	00:19:18:08	00:19:19:22	当然 B 法人は
236	A	00:19:19:25	00:19:26:10	この3つの事業の基本報酬分は B 法人の収入として取得することができ
237	A	00:19:26:13	00:19:30:21	加算部分だけを A 法人に支払うこととなります
238	A	00:19:32:27	00:19:37:15	こうすることによって 複数法人による連携によって
239	A	00:19:37:18	00:19:42:17	拠点コーディネーターを配置することが 可能になります
240	A	00:19:42:20	00:19:46:22	B 法人が社会福祉法人だった場合
241	A	00:19:46:25	00:19:50:03	社会福祉法によって
242	A	00:19:50:06	00:19:57:19	社会福祉法人の経費を 他の法人に対して支払うということには
243	A	00:19:57:22	00:19:59:15	制限があるわけですが
244	A	00:19:59:18	00:20:01:05	この場合においても
245	A	00:20:01:08	00:20:05:23	拠点コーディネーターを配置するという 対価性が認められることから
246	A	00:20:05:26	00:20:11:20	拠点コーディネーターに関する加算分を A 法人に支払うことは可能ということが
247	A	00:20:11:23	00:20:14:03	示されています
248	A	00:20:18:23	00:20:23:01	5) 加算の算定に関する 市町村の関与です
249	A	00:20:23:04	00:20:25:24	市町村は拠点関係機関とともに
250	A	00:20:25:27	00:20:33:08	拠点コーディネーターの役割の確認や 人員配置体制 費用負担の検討を行います
251	A	00:20:33:11	00:20:39:15	市町村と一緒に協力して 法人と検討するということとなります
252	A	00:20:39:18	00:20:44:14	そのうえで拠点コーディネーターの 配置事業所の選定に当たっては
253	A	00:20:44:17	00:20:48:05	効果的な支援の連携体制を 構築するための業務を
254	A	00:20:48:08	00:20:52:18	適切に実施できると 認められる事業所の選定

255	A	00:20:52:21	00:20:57:22	拠点コーディネーターの配置 拠点関係機関間の分担に
256	A	00:20:57:25	00:21:01:06	積極的に関与することが 求められています
257	A	00:21:01:09	00:21:05:05	拠点コーディネーターの加算を 取得できる要件を
258	A	00:21:05:08	00:21:11:22	認められたからということで 加算の申請ができるわけではなく
259	A	00:21:11:25	00:21:13:17	そこを市町村が
260	A	00:21:13:20	00:21:18:28	拠点コーディネーターを配置する 事業所として適切だと認められた場合に
261	A	00:21:19:01	00:21:24:16	初めて加算の申請ができるという点に 注意をしてください
262	A	00:21:27:13	00:21:30:07	6) 連携会議の開催です
263	A	00:21:30:10	00:21:35:04	拠点機能強化事業所になった場合 ひと 1月に1回以上
264	A	00:21:35:07	00:21:36:12	拠点コーディネーター
265	A	00:21:36:15	00:21:42:27	それから拠点機能強化事業所の職員が 参加する連携会議を開催することが
266	A	00:21:43:00	00:21:44:18	求められます
267	A	00:21:44:21	00:21:49:16	協議して市町村と その内容を共有します
268	A	00:21:49:19	00:21:51:17	そこで協議する内容として
269	A	00:21:51:20	00:21:55:27	拠点機能強化加算の算定状況
270	A	00:21:56:00	00:22:00:12	拠点の機能の整備状況
271	A	00:22:00:15	00:22:04:08	支援で明らかになった地域課題の共有
272	A	00:22:04:11	00:22:10:03	このようなことが 会議の項目として挙げられています
273	A	00:22:10:06	00:22:14:01	拠点事業所の 情報連携の担当者等とともに
274	A	00:22:14:04	00:22:19:05	定期的に協議を行うことも 求められています
275	A	00:22:19:08	00:22:22:12	地域生活支援拠点等の支援例を 共有したり
276	A	00:22:22:15	00:22:27:16	把握した地域の課題 その解決方法等を共有します
277	A	00:22:27:19	00:22:33:13	これは地域生活支援拠点等の 拠点機能強化事業所に加えて
278	A	00:22:33:16	00:22:40:25	拠点事業所 拠点として届出をしている事業所と一緒に

279	A	00:22:40:28	00:22:44:08	定期的に協議を行うということになります
280	A	00:22:44:11	00:22:47:27	さらに地域の関係者と共有するというので
281	A	00:22:48:00	00:22:52:23	拠点の機能の整備状況について 拠点関係機関ですね
282	A	00:22:52:26	00:22:58:13	地域の様々な拠点の届出を していない機関も含めて
283	A	00:22:58:16	00:23:03:10	情報の共有を図るということも 求められています
284	A	00:23:03:13	00:23:05:27	連携会議の運営などは
285	A	00:23:06:00	00:23:08:13	自立支援協議会の場合 活用する方法でも
286	A	00:23:08:16	00:23:12:29	差し支えないということが 示されていますので
287	A	00:23:13:02	00:23:18:13	新たに連携会議を行うということも いいでしょうし
288	A	00:23:18:16	00:23:21:23	あるいは地域の事業所と 情報共有する場合は
289	A	00:23:21:26	00:23:27:02	自立支援協議会を活用するということも 認められています
290	A	00:23:28:03	00:23:30:21	7) 事業所の加算
291	A	00:23:30:24	00:23:33:21	これは拠点機能強化事業所ではなく
292	A	00:23:33:24	00:23:41:14	緊急事態 ^{うけいれ} 受入加算をする 拠点関係機関の加算についてです
293	A	00:23:41:17	00:23:43:26	(1) 緊急事態受入加算については
294	A	00:23:43:29	00:23:49:17	拠点関係機関との連携担当者を 1名以上 配置する
295	A	00:23:49:20	00:23:53:07	拠点コーディネーターとの連携をする 担当者ですよ
296	A	00:23:53:10	00:23:58:04	連携担当者を1名以上 配置することが 求められるんですけども
297	A	00:23:58:07	00:24:01:04	ただ これは 新たに人を増やすということではなくて
298	A	00:24:01:07	00:24:04:01	すでにいる職員のうち1人以上
299	A	00:24:04:04	00:24:10:17	担当者として明確化しておくことで 足りるとされています
300	A	00:24:10:20	00:24:13:29	(2) 短期入所における加算です
301	A	00:24:14:02	00:24:17:01	短期入所事業所については
302	A	00:24:17:04	00:24:19:28	地域生活支援拠点等である場合

303	A	00:24:20:01	00:24:23:28	拠点関係機関との連携担当者を 1名以上 配置し
304	A	00:24:24:01	00:24:28:07	医療的ケア児者 重症心身障害児者
305	A	00:24:28:10	00:24:30:23	あるいは行動関連項目の合計点数が
306	A	00:24:30:26	00:24:36:05	10点以上である強度行動障害の 状態にある人を支援した場合に
307	A	00:24:36:08	00:24:39:21	200単位の加算が受けられるということに なっていますが
308	A	00:24:39:24	00:24:44:07	こちらも連携担当者の配置が 求められています
309	A	00:24:44:10	00:24:49:02	繰り返しになりますけども 連携担当者は 新たな職員を配置する必要はなく
310	A	00:24:49:05	00:24:51:12	すでにいる職員の1人以上を
311	A	00:24:51:15	00:24:56:25	連携担当者として指名して 明確化しておくことで足ります
312	A	00:24:59:14	00:25:03:29	(3) 地域移行促進加算(II) <small>そくしん</small>
313	A	00:25:04:02	00:25:08:24	地域生活支援拠点等に位置付けられた 指定障害者支援施設において
314	A	00:25:08:27	00:25:12:12	地域移行に向けた動機付け支援として
315	A	00:25:12:15	00:25:16:28	グループホームの見学や グループホーム内での食事の体験
316	A	00:25:17:01	00:25:19:15	地域活動への参加を行った場合に
317	A	00:25:19:18	00:25:23:04	この加算を受けることができます
318	A	00:25:23:07	00:25:27:27	(4) 地域生活支援拠点等・ ネットワーク運営推進事業
319	A	00:25:28:00	00:25:33:03	これは地域生活支援事業の中に 設けられている事業になりまして
320	A	00:25:33:06	00:25:35:01	地域生活支援拠点等における
321	A	00:25:35:04	00:25:38:12	ネットワークの運営や機能の 充実を図るために
322	A	00:25:38:15	00:25:41:17	地域の関係機関の連携体制を 構築することを
323	A	00:25:41:20	00:25:44:23	目的とした補助事業になります
324	A	00:25:49:18	00:25:53:12	8) 障害福祉サービス事業所等を
325	A	00:25:53:15	00:26:00:01	地域生活支援拠点等に位置付ける際の 手順についてお伝えします
326	A	00:26:02:21	00:26:05:11	(1) 事前協議ですね
327	A	00:26:05:14	00:26:09:13	市町村と事業所の管理者等を含む 関係者とのあいだで
328	A	00:26:09:16	00:26:12:21	次の項目について事前に協議し

329	A	00:26:12:24	00:26:16:26	加算を活用した整備の方向性を共有します
330	A	00:26:16:29	00:26:22:07	地域生活支援拠点等の整備状況の確認 あるいは課題
331	A	00:26:22:10	00:26:25:18	実際に支援を行う場合の連携方法
332	A	00:26:25:21	00:26:30:01	整備状況の公表に係る周知方法
333	A	00:26:30:04	00:26:33:13	さらに拠点機能強化事業所の場合
334	A	00:26:33:16	00:26:38:17	拠点コーディネーターの業務と役割 配置人数
335	A	00:26:38:20	00:26:44:18	拠点コーディネーターを担う人の 加算算定事業所の確認
336	A	00:26:44:21	00:26:47:08	複数事業所が連携して運営する場合
337	A	00:26:47:11	00:26:50:14	複数の法人が 連携して運営する場合には
338	A	00:26:50:17	00:26:56:11	それぞれの事業所の算定回数を目安や 人件費の負担割合
339	A	00:26:56:14	00:27:00:29	さらに連携会議の開催方法
340	A	00:27:01:02	00:27:03:23	拠点に係る加算の届出に関しては
341	A	00:27:03:26	00:27:10:16	拠点関係機関との連携担当者についても 事前協議を行ってください
342	A	00:27:13:08	00:27:15:25	(2)として市町村への届出です
343	A	00:27:15:28	00:27:19:24	事前協議が整った 障害福祉サービス事業所等は
344	A	00:27:19:27	00:27:25:10	都道府県知事に対する 拠点機能強化加算の届出の前に
345	A	00:27:25:13	00:27:26:24	市町村に対して
346	A	00:27:26:27	00:27:30:19	地域生活支援拠点等の機能を担うこと
347	A	00:27:30:22	00:27:36:28	それから それに係る加算を 算定するために必要な届出を行います
348	A	00:27:37:01	00:27:40:29	市町村は 届出書の内容に不備がない場合には
349	A	00:27:41:02	00:27:47:12	その事業所を地域生活支援拠点等に 位置付けた旨の通知を行います
350	A	00:27:48:27	00:27:54:29	9) 地域生活支援拠点等・ ネットワーク運営推進事業の活用
351	A	00:27:55:02	00:28:02:02	先ほどもお話しした地域生活支援事業に 設けられている この事業を活用して
352	A	00:28:02:05	00:28:06:24	地域の関係機関の連携体制を 構築することを目的とした事業を
353	A	00:28:06:27	00:28:08:25	行うことができます

354	A	00:28:13:15	00:28:24:19	これが「機能強化型サービス利用支援費・機能強化型障害児支援利用援助費に関する届出書」
355	A	00:28:24:22	00:28:27:11	加算の届出書になります
356	A	00:28:30:13	00:28:36:10	このような様式が公表されていますので ご活用いただけたらと思います
357	A	00:28:38:26	00:28:41:08	10) 都道府県の役割です
358	A	00:28:41:11	00:28:47:16	都道府県は 市町村の地域生活支援拠点等の 整備推進に関する広域的な見地から
359	A	00:28:47:19	00:28:50:29	次のような援助を行うことと されています
360	A	00:28:51:02	00:28:55:19	市町村の地域生活支援拠点等の 整備状況や機能の状況を
361	A	00:28:55:22	00:28:58:17	継続的に把握すること
362	A	00:28:58:20	00:29:00:11	拠点未整備の市町村
363	A	00:29:00:14	00:29:05:14	とりわけ人口規模の小さい市町村への 整備の働きかけ
364	A	00:29:06:22	00:29:08:10	規模の小さい事業所ですと
365	A	00:29:08:13	00:29:13:09	単独で拠点コーディネーターを 配置するということが難しいことから
366	A	00:29:13:12	00:29:17:17	周辺の複数の自治体と協力して
367	A	00:29:17:20	00:29:25:04	拠点機能強化事業所を指定をして 拠点コーディネーターを配置するとか
368	A	00:29:25:07	00:29:27:19	そういった市町村同士の連携
369	A	00:29:27:22	00:29:29:20	こういったことが求められますので
370	A	00:29:29:23	00:29:34:25	そこは都道府県がしっかりと 関わっていくということを指しています
371	A	00:29:34:28	00:29:39:01	市町村と現状や課題の共有を図る
372	A	00:29:39:04	00:29:43:12	拠点の整備 運営に関する研修会を 開催する
373	A	00:29:43:15	00:29:48:07	こうじれい 好事例の紹介や課題を把握して 共有すること
374	A	00:29:48:10	00:29:54:22	「都道府県による基幹相談支援センター・ 地域生活支援拠点等整備推進事業」
375	A	00:29:54:25	00:29:57:29	という事業によって
376	A	00:29:58:02	00:30:00:15	アドバイザーの配置や派遣による
377	A	00:30:00:18	00:30:05:04	市町村への地域生活支援拠点等の 整備や運営に関する助言
378	A	00:30:05:07	00:30:10:01	実態把握 分析 連絡会の開催を できることになっていますので

379	A	00:30:10:04	00:30:13:24	都道府県で 活用していただきたいと思います
380	A	00:30:23:00	00:30:26:00	① 指定特定相談支援事業所における
381	A	00:30:26:03	00:30:31:14	機能強化型サービス利用支援費Ⅰ・Ⅱ 取得に向けた
382	A	00:30:31:17	00:30:38:07	複数事業所による一体的管理運営の 促進に向けて お話しします
383	A	00:30:41:06	00:30:44:16	拠点コーディネーターが 配置できない理由の第1位として
384	A	00:30:44:19	00:30:49:11	人材不足を挙げる事業所が多いです
385	A	00:30:49:14	00:30:52:03	相談支援専門員が辞めてしまう
386	A	00:30:52:06	00:30:54:12	募集しても応募がない
387	A	00:30:54:15	00:31:01:26	「相談支援よりも直接支援する仕事がいい」 という声ですとか
388	A	00:31:01:29	00:31:09:01	そうした背景には相談支援専門員の孤独が 感じられる場合が多いです
389	A	00:31:09:04	00:31:12:15	1人事業所が多いという現実ですとか
390	A	00:31:12:18	00:31:16:23	2人や3人の事業所でも 訪問ですれ違ってしまって
391	A	00:31:16:26	00:31:20:23	相談支援専門員同士で 相談できる相手がいない
392	A	00:31:20:26	00:31:22:03	このようなことが
393	A	00:31:22:06	00:31:28:16	相談支援専門員の孤独を作っている 理由ではないかというふうに思います
394	A	00:31:31:05	00:31:34:13	では この相談支援専門員の孤独を 解消するために
395	A	00:31:34:16	00:31:36:26	何ができるでしょうか
396	A	00:31:36:29	00:31:42:25	複数の法人の相談支援事業所が 1つの事務所で一緒に仕事をする
397	A	00:31:42:28	00:31:45:05	このようなことが実現できれば
398	A	00:31:45:08	00:31:46:14	いくつかの事業所が
399	A	00:31:46:17	00:31:50:22	1つのオフィスに集まって 相談支援の仕事ができますので
400	A	00:31:50:25	00:31:55:18	すぐに そここにいる誰かに 相談できたりとか
401	A	00:31:55:21	00:32:01:19	あるいは基幹相談支援センターと そのオフィスが一体であった場合は
402	A	00:32:01:22	00:32:07:08	基幹相談支援センターを中心とした 相談支援ネットワークができたり
403	A	00:32:07:11	00:32:09:21	あるいは複数事業所で

404	A	00:32:09:24	00:32:16:05	機能強化型サービス利用支援費 ⅠまたはⅡを算定する条件が満たされれば
405	A	00:32:16:08	00:32:20:21	例えば 機能強化型サービス利用支援費Ⅰは
406	A	00:32:20:24	00:32:24:27	4人以上の 常勤の相談支援専門員がいて
407	A	00:32:25:00	00:32:30:05	そのうちの1人が 主任相談支援専門員だった場合ですね
408	A	00:32:30:08	00:32:36:16	Ⅱの場合は3人の 常勤の相談支援専門員がいて
409	A	00:32:36:19	00:32:42:04	そのうちの1人が 主任相談支援専門員である場合
410	A	00:32:42:07	00:32:43:22	このような場合に
411	A	00:32:43:25	00:32:48:23	機能強化型サービス利用支援費 ⅠまたはⅡの要件を
412	A	00:32:48:26	00:32:52:08	満たすことができるわけですが
413	A	00:32:52:11	00:32:56:22	複数の事業所で 一体的な管理運営をすることによって
414	A	00:32:56:25	00:33:03:11	この機能強化型サービス利用支援費Ⅰ またはⅡを算定する事業所としての要件を
415	A	00:33:03:14	00:33:08:13	整えることができるということが 示されています
416	A	00:33:08:16	00:33:11:12	もしこれが可能になりますと
417	A	00:33:11:15	00:33:20:26	これまでよりもより多くの報酬を 受け取ることができて
418	A	00:33:20:29	00:33:26:20	さらにそこに上乗せされる 拠点コーディネーターの加算を
419	A	00:33:26:23	00:33:29:26	算定する前提が整います
420	A	00:33:29:29	00:33:36:13	基幹相談支援センターを中心とするなどの 相談支援事業所のシェアオフィス化を進める
421	A	00:33:36:16	00:33:40:08	こういったことが相談支援専門員の 孤独を解消するための
422	A	00:33:40:11	00:33:45:24	1つの工夫ではないかなというふうに 思います
423	A	00:33:46:13	00:33:51:15	シェアオフィスという形を取らなくても これまでと同様
424	A	00:33:51:18	00:33:56:10	それぞれの法人で別々の事業所で 相談支援事業を行いながら
425	A	00:33:56:13	00:34:02:05	複数の相談支援事業所 複数の法人にまたがる相談支援事業所が
426	A	00:34:02:08	00:34:07:01	一体的に管理運営を行う場合も

427	A	00:34:07:04	00:34:13:09	機能強化報酬ⅠまたはⅡを算定する要件を満たすというふうにされています
428	A	00:34:13:12	00:34:17:03	その場合は協働体制を確保する事業所間において
429	A	00:34:17:06	00:34:19:28	協定を締結 ^{ていけつ} すること
430	A	00:34:20:01	00:34:22:20	協働体制の要件を満たしているかについて
431	A	00:34:22:23	00:34:29:13	事業所間において定期的に月1回確認が実施されていること
432	A	00:34:29:16	00:34:32:13	さらに協働体制を確保する事業所間において
433	A	00:34:32:16	00:34:36:14	24時間 常時連絡できる体制を整備していること
434	A	00:34:36:17	00:34:38:29	このようなことが求められます
435	A	00:34:39:02	00:34:45:21	この24時間の常時連絡体制が負担という声もお聞きするんですけども
436	A	00:34:45:24	00:34:53:25	複数の相談支援専門員で夜間対応する携帯電話を持ち回りで持つ
437	A	00:34:53:28	00:34:57:00	このようなことでも可能になります
438	A	00:34:57:03	00:35:01:16	24時間対応している訪問看護事業所ですとか
439	A	00:35:01:19	00:35:04:20	訪問介護事業所などでは
440	A	00:35:04:23	00:35:09:20	このような体制を取っている所も多いわけですので
441	A	00:35:09:23	00:35:14:02	ぜひ挑戦していただけたらなというふうに思います
442	A	00:35:14:05	00:35:15:29	さらに詳しいことにつきましては
443	A	00:35:16:02	00:35:20:24	ここに書かれている要件をお読みいただけたらと思います
444	A	00:35:24:07	00:35:28:24	今 申し上げた複数事業所による一体的管理運営の概念図を
445	A	00:35:28:27	00:35:31:02	お示ししたいと思います
446	A	00:35:31:05	00:35:37:05	Aという法人に 主任相談支援専門員と もう1人 相談支援専門員がいて
447	A	00:35:37:08	00:35:41:26	B法人は 相談支援事業所で 1人 相談支援専門員がいて
448	A	00:35:41:29	00:35:45:21	C法人も同様に 1人 相談支援専門員がいる
449	A	00:35:45:24	00:35:52:16	このままですと機能強化ⅠまたはⅡの要件を満たしていないわけですね

450	A	00:35:52:19	00:35:58:24	3人 または 4人以上の相談支援専門員が 1つの事業所にいません
451	A	00:35:58:27	00:36:04:05	これを複数事業所による 一体的管理運営ということで
452	A	00:36:04:08	00:36:09:07	それぞれの法人の相談支援専門員を
453	A	00:36:09:10	00:36:16:13	一体的管理運営の ^{もと} 下に協定を結んで 事業を行うということになりますと
454	A	00:36:16:16	00:36:22:09	主任相談支援専門員を含めて4人の 常勤の相談支援専門員が確保できますので
455	A	00:36:22:12	00:36:26:24	共同事業所として Ⅰ型の算定ができることになります
456	A	00:36:26:27	00:36:28:05	そうなりますと
457	A	00:36:28:08	00:36:34:06	それまで別々に各法人で行っていた 相談支援事業の報酬よりも
458	A	00:36:34:09	00:36:38:17	Ⅰ型の報酬が 算定できることになりますので
459	A	00:36:38:20	00:36:44:13	これまでよりも多くの報酬を 取得することができてそれを原資にして
460	A	00:36:44:16	00:36:50:05	新たな相談支援専門員を 雇用するというものに向けての取り組みも
461	A	00:36:50:08	00:36:53:22	行いやすくなるということが できると思います
462	A	00:36:53:25	00:36:58:16	ですのでまずは この複数事業所による一体的管理運営
463	A	00:36:58:19	00:37:00:23	これを協定によって実現する
464	A	00:37:00:26	00:37:04:21	このことを ぜひ検討していただきたいと思います
465	A	00:37:06:28	00:37:08:25	一体的管理運営により
466	A	00:37:08:28	00:37:12:20	機能強化型サービス利用支援費Ⅰ またはⅡを算定した場合の
467	A	00:37:12:23	00:37:15:09	報酬の違いですけども
468	A	00:37:18:18	00:37:27:15	この(3)が機能強化型加算ではない 基本的な報酬になります
469	A	00:37:27:18	00:37:32:22	機能強化型サービス利用支援費Ⅱ またはⅠを算定できた場合は
470	A	00:37:32:25	00:37:37:09	この一番下の基本報酬よりも
471	A	00:37:37:12	00:37:40:27	月100件 報酬を算定した場合
472	A	00:37:41:00	00:37:48:09	3万4200単位 利用支援費Ⅱの場合は 多く報酬を受け取ることができますし

473	A	00:37:48:12	00:37:54:22	利用支援費Ⅰの場合は4万4200単位 多く報酬を受け取ることができます
474	A	00:37:54:25	00:37:58:08	1単位は おおむね10円というふうに なっていますので
475	A	00:37:58:11	00:38:02:04	34万円以上 あるいは44万円以上ですね
476	A	00:38:02:07	00:38:10:22	これまでやっているサービス等利用計画の 作成をしている
477	A	00:38:10:25	00:38:12:15	同じ仕事をしたとして
478	A	00:38:12:18	00:38:18:20	これだけ多くの報酬を受け取ることが できるようになるということです
479	A	00:38:18:23	00:38:24:24	ぜひ複数事業所による一体的管理運営に 挑戦していただきたいと思います
480	A	00:38:24:27	00:38:29:15	そのことによって相談支援体制を 充実させることができますし
481	A	00:38:29:18	00:38:35:28	拠点機能強化加算を取得する前提が 整うということになります
482	A	00:38:38:13	00:38:40:04	次に 人材を生み出す
483	A	00:38:40:07	00:38:43:26	人手不足ということと 人材不足ということがいわれています
484	A	00:38:43:29	00:38:46:16	拠点コーディネーターには 先ほどお話ししたように
485	A	00:38:46:19	00:38:49:01	一定の経験が求められます
486	A	00:38:49:04	00:38:52:17	1つの法人で経験のある人材を 配置できなければ
487	A	00:38:52:20	00:38:56:12	複数の法人から1人 生み出してはどうでしょうか？
488	A	00:38:56:15	00:38:59:07	複数の法人の事業所が一体となって
489	A	00:38:59:10	00:39:02:22	拠点機能強化事業所となることが できますので
490	A	00:39:02:25	00:39:09:12	基幹 拠点に1つの法人から経験のある人材を 複数人 出すことは難しくても
491	A	00:39:09:15	00:39:13:07	いくつかの法人から経験のある人材を 出し合うということは
492	A	00:39:13:10	00:39:15:25	できるのではないのでしょうか？
493	A	00:39:20:23	00:39:26:07	② 機能強化型サービス利用支援費Ⅰ・Ⅱ 取得に向けた
494	A	00:39:26:10	00:39:32:07	複数事業所による一体的管理運営を 促進するための行政の役割について
495	A	00:39:32:10	00:39:34:10	お話しします

496	A	00:39:35:19	00:39:39:24	これまで申し上げたようなことを 進めていくにあたっては
497	A	00:39:39:27	00:39:46:23	市町村がそういった取り組みに対して サポートすることが重要だと思います
498	A	00:39:46:26	00:39:53:09	地域生活支援の連携体制強化は 基幹・拠点・協議会の3点セットです
499	A	00:39:53:12	00:39:56:15	基幹相談支援センター 地域生活支援拠点等に
500	A	00:39:56:18	00:39:58:25	経験のある人材が配置されて
501	A	00:39:58:28	00:40:05:14	協議会が活性化し 地域生活支援の連携体制が強化されます
502	A	00:40:05:17	00:40:09:13	市町村職員は2～3年で 人事異動になる場合が多いです
503	A	00:40:09:16	00:40:13:16	今 障害福祉サービスの制度は 非常に複雑化しています
504	A	00:40:13:19	00:40:16:03	「複雑な制度を覚えるので精一杯で」
505	A	00:40:16:06	00:40:20:17	「地域生活支援の体制づくりまで 考えることができない」という
506	A	00:40:20:20	00:40:24:14	自治体職員の声をお聞きます
507	A	00:40:24:17	00:40:31:11	基幹・拠点・協議会を担う民間法人の職員が つちか 培ってきた障害福祉の経験と知識が
508	A	00:40:31:14	00:40:36:13	市町村の障害福祉施策に い 活かされる必要があります
509	A	00:40:36:16	00:40:42:01	そのためには行政と民間が パートナーとなって地域づくりを進める
510	A	00:40:42:04	00:40:47:04	そういうことが求められる時代が 来ていると言えると思います
511	A	00:40:47:07	00:40:52:10	行政が 拠点コーディネーターの配置に向けて 複数の相談支援事業所による
512	A	00:40:52:13	00:41:00:22	一体的管理運営の枠組みを作る 橋渡し役になることが望まれています
513	A	00:41:00:25	00:41:02:18	そのことによって
514	A	00:41:02:21	00:41:06:08	基幹・拠点・協議会という3点セットが 強化されて
515	A	00:41:06:11	00:41:09:21	その人たちが 市町村職員のパートナーとして
516	A	00:41:09:24	00:41:14:09	一緒に地域の障害福祉の支援体制を 考えてくれる

517	A	00:41:14:12	00:41:17:02	アドバイスしてくれる アイデアを出してくれる
518	A	00:41:17:05	00:41:19:22	このようなことに 進むことができるわけですね
519	A	00:41:19:25	00:41:25:04	ですので単に拠点コーディネーターを 配置するというだけではなくて
520	A	00:41:25:07	00:41:28:09	市町村の支援体制を充実するために
521	A	00:41:28:12	00:41:33:05	そこを強化することが行政にとっても パートナーを得ることにつながる
522	A	00:41:33:08	00:41:37:08	このような認識を ぜひ持っていただきたいと思います
523	A	00:41:42:11	00:41:45:06	拠点コーディネーターの役割です
524	A	00:41:50:08	00:41:52:22	拠点コーディネーターの役割は
525	A	00:41:52:25	00:41:59:08	まず緊急事態に備えた相談 緊急事態が起きた時の対応ですけども
526	A	00:41:59:11	00:42:04:01	こちらの例として まずは緊急時の定義ですね
527	A	00:42:04:04	00:42:12:25	現場では「1人で家で過ごせない状態」を 基準に緊急時というのを判断していました
528	A	00:42:12:28	00:42:18:20	単身の障害のある方や S O Sを発信できない世帯
529	A	00:42:18:23	00:42:29:08	地域定着支援や自立生活援助の対象として 台帳に載っている方である場合もあります
530	A	00:42:29:11	00:42:31:10	突発的な事態だけではなくて
531	A	00:42:31:13	00:42:35:13	数日後に予想される困難も 含まれます
532	A	00:42:35:16	00:42:40:02	衣食住が不足してしまう ライフラインが止まってしまう
533	A	00:42:40:05	00:42:43:06	^あ 虐待に遭っている あるいは災害 孤立
534	A	00:42:43:09	00:42:46:03	こういった場合も緊急時ですね
535	A	00:42:46:06	00:42:53:09	特にサービス未利用者の 突然の支援要請は深刻になります
536	A	00:42:53:12	00:42:56:05	それまでの情報が全くない中で
537	A	00:42:56:08	00:43:00:15	障害のある方を 緊急で受けなくてはならない
538	A	00:43:00:18	00:43:02:24	そうしますと その方がどういう方なのか
539	A	00:43:02:27	00:43:04:22	どういう配慮が必要なのか

540	A	00:43:04:25	00:43:07:03	どういう特性をお持ちなのかって いうことを
541	A	00:43:07:06	00:43:11:29	最初からアセスメントして 対応する必要が出てくるわけですね
542	A	00:43:13:07	00:43:16:19	関係機関で 緊急事態の定義を整理して
543	A	00:43:16:22	00:43:21:01	統一的な対応と平時からの備えが 求められます
544	A	00:43:21:04	00:43:27:02	要するに緊急事態に対応する前に 平時 緊急事態が起きる前から備えておく
545	A	00:43:27:05	00:43:31:17	これが 非常に重要だということなんです
546	A	00:43:31:20	00:43:34:01	緊急時の例ですけども
547	A	00:43:34:04	00:43:36:20	障害のある人と同居しているご家族が
548	A	00:43:36:23	00:43:41:00	病気や事故 急用等で 障害のある人の支援や介護が
549	A	00:43:41:03	00:43:45:12	一時的 継続的に できない状態になった場合
550	A	00:43:45:15	00:43:49:05	あるいは <small>しょうびょう</small> 急な傷病で中途障害になった人が
551	A	00:43:49:08	00:43:54:29	入院中に支援につなげられず 退院時の支援が受けられないような場合
552	A	00:43:55:02	00:44:01:21	障害のある人がパニックなどによる <small>じしょう たがい</small> 自傷・他害・ 大声を上げ続けるなどの症状によって
553	A	00:44:01:24	00:44:06:26	同居しているご家族では ご本人の対応が困難になった場合
554	A	00:44:06:29	00:44:08:28	<small>でいぶい</small> DVや虐待等によって
555	A	00:44:09:01	00:44:15:25	障害のある人が家庭以外の場に 避難・保護する必要がある場合
556	A	00:44:15:28	00:44:21:28	施設やグループホームを飛び出したため 居場所を確保する必要がある場合
557	A	00:44:22:24	00:44:24:09	あるいは最近では
558	A	00:44:24:12	00:44:30:18	追い出されてしまうというような事例も 報告されています
559	A	00:44:30:21	00:44:35:16	それから火災・水害等により 自宅で生活することができなくなり
560	A	00:44:35:19	00:44:37:29	避難する必要がある場合

561	A	00:44:40:01	00:44:43:03	きょしよ 居所不明の障害のあると思われる人が 保護されて
562	A	00:44:43:06	00:44:46:23	一時的な居所の提供を依頼された場合
563	A	00:44:46:26	00:44:48:11	その他ですね
564	A	00:44:48:14	00:44:52:09	このような 様々な緊急時の例があります
565	A	00:44:54:07	00:44:55:18	このようなことに
566	A	00:44:55:21	00:44:59:26	緊急時に備えた平時の役割が 非常に重要になってきます
567	A	00:44:59:29	00:45:06:08	「平時」の定義としては 緊急事態が発生していない通常の状態ですね
568	A	00:45:06:11	00:45:09:08	「平時」の支援内容とニーズですけども
569	A	00:45:09:11	00:45:15:06	支援の目的は 潜在的 ^{せんざいてき} リスクの早期把握と 緊急時の備えです
570	A	00:45:15:09	00:45:18:24	地域定着支援対象者には モニタリングを強化して
571	A	00:45:18:27	00:45:21:15	生活変化を細かく把握するとか
572	A	00:45:21:18	00:45:24:11	あるいはサービス未利用者の方には
573	A	00:45:24:14	00:45:32:08	体験利用 ^{うなが} を促して 支援者の支援力の向上を図るとか
574	A	00:45:32:11	00:45:37:11	あるいは事業所間の連携 顔の見える関係づくり これも重要です
575	A	00:45:37:14	00:45:43:08	定期的な 潜在ニーズを持つ方のリスト作成
576	A	00:45:43:11	00:45:46:12	訪問による情報の蓄積
577	A	00:45:46:15	00:45:51:14	相談支援専門員が主導して 拠点コーディネーターが支援する体制
578	A	00:45:51:17	00:45:52:26	これが基本になります
579	A	00:45:52:29	00:45:56:18	サービスを 利用している方についてはですね
580	A	00:45:56:21	00:46:01:06	拠点コーディネーターが常に一線に立って 支援するというのではなくて
581	A	00:46:01:09	00:46:03:13	サービスの利用に結びついている方は
582	A	00:46:03:16	00:46:12:18	相談支援専門員が主導して 平時の役割を果たしていくことが重要です
583	A	00:46:12:21	00:46:17:09	行政やサービスとつながっていない 潜在的要支援者の掘り起こし

584	A	00:46:17:12	00:46:22:03	これについては行政が主導して 対応することが求められます
585	A	00:46:22:06	00:46:26:06	サービスを利用していない方の情報は 行政しか持っていませんので
586	A	00:46:26:09	00:46:33:09	行政が積極的に 潜在的な要支援者の 掘り起こしに取り組む必要があります
587	A	00:46:33:12	00:46:38:08	訪問やリスト化を通じて 早期支援につなげる体制づくりですね
588	A	00:46:38:11	00:46:41:28	なるべく支援につなげて 利用していただく
589	A	00:46:42:01	00:46:47:25	そのことによって当事者のことを 支援者が理解することができて
590	A	00:46:47:28	00:46:51:11	緊急時への対応がしやすくなります
591	A	00:46:51:14	00:46:54:20	計画相談支援員と 拠点コーディネーターとの連携
592	A	00:46:54:23	00:46:57:06	これが効果的なわけですよ
593	A	00:46:57:09	00:46:58:28	拠点連携担当者
594	A	00:46:59:01	00:47:03:21	各事業所に配置されている連携担当者や サービス管理責任者の
595	A	00:47:03:24	00:47:07:06	ネットワークを作ることも有効です
596	A	00:47:07:09	00:47:16:01	さらに災害支援計画の実効性の向上 人材育成 事例を活用した研修を行うことによって
597	A	00:47:16:04	00:47:20:19	災害が起こった時の避難 あるいは緊急事態への対応を
598	A	00:47:20:22	00:47:25:11	それ以外の緊急事態への対応に 活かすこともできるようになります
599	A	00:47:25:14	00:47:32:22	地域全体で支援力を高める予防的取り組みを 進めることが重要です
600	A	00:47:32:25	00:47:35:26	地域移行後の居住確保など
601	A	00:47:35:29	00:47:41:05	地域以外の人への対応も 想定しておく必要があります
602	A	00:47:44:00	00:47:46:14	3. 緊急事態の相談・対応を
603	A	00:47:46:17	00:47:52:10	拠点コーディネーターが 一手に引き受けていると どうなるか
604	A	00:47:52:13	00:47:57:06	拠点コーディネーターが 緊急事態対応の調整を直接行うことは
605	A	00:47:57:09	00:48:00:24	対応モデルとしては 非常にシンプルだと思います
606	A	00:48:00:27	00:48:03:08	しかし この状態に ^{とど} 留まってしまうと

607	A	00:48:03:11	00:48:09:04	複数の事案が重複して発生した場合や 頻回に発生した場合の対応に
608	A	00:48:09:07	00:48:12:25	拠点コーディネーターが 1人でかかりきりになってしまったり
609	A	00:48:12:28	00:48:14:22	時間がかかってしまったり
610	A	00:48:14:25	00:48:20:11	拠点コーディネーター自身が 疲弊してしまうということが起きてしまいます
611	A	00:48:22:15	00:48:26:09	これが拠点コーディネーターが 一手に引き受けている状態の
612	A	00:48:26:12	00:48:28:17	概念図ですけども
613	A	00:48:28:20	00:48:33:02	拠点機能強化事業所に 拠点コーディネーターが配置された
614	A	00:48:33:05	00:48:40:23	緊急事態が起きた時に 事業所から緊急事態対応を求められる
615	A	00:48:40:26	00:48:44:18	あるいは相談支援事業所から 緊急事態対応を求められ
616	A	00:48:44:21	00:48:49:16	あるいは市町村から求められるという 場合もありますよね
617	A	00:48:49:19	00:48:51:12	拠点コーディネーターが1人で
618	A	00:48:51:15	00:48:56:06	その方を緊急対応するための 短期入所事業所
619	A	00:48:56:09	00:49:00:13	あるいは施設入所支援 あるいは体験の場
620	A	00:49:00:16	00:49:03:24	こういったことを その都度見つけて回っている
621	A	00:49:03:27	00:49:09:07	こういった状態になりますと 1人ですぐに手一杯になってしまいます
622	A	00:49:11:29	00:49:17:09	なので緊急事態対応を 障害福祉サービス事業者で行える連携づくり
623	A	00:49:17:12	00:49:25:13	これが拠点コーディネーターの中心的な 業務になるということが必要になります
624	A	00:49:25:16	00:49:30:06	障害福祉サービスの利用者の 生活状況や日々の情報は
625	A	00:49:30:09	00:49:34:15	生活介護や就労継続支援B型などの 通所系事業所
626	A	00:49:34:18	00:49:40:22	あるいは居宅介護や行動援護などの 訪問系事業所の職員が日常的に把握して

627	A	00:49:40:25	00:49:44:06	利用者や家族との信頼関係も 出来ています
628	A	00:49:44:09	00:49:47:16	緊急事態が起きた場合も 利用者やご家族は
629	A	00:49:47:19	00:49:54:03	まず障害福祉サービス事業所に相談・連絡する これが自然だと思うんですね
630	A	00:49:54:06	00:49:59:17	障害サービス事業所の利用者の 緊急事態への対応は
631	A	00:49:59:20	00:50:04:26	その都度 拠点コーディネーターに 連絡して対応を依頼するのではなくて
632	A	00:50:04:29	00:50:09:24	障害福祉サービス事業所と 担当の相談支援専門員によって
633	A	00:50:09:27	00:50:16:21	例えば 主に介護している家族の入院や 火災・災害等の事態を想定したうえで
634	A	00:50:16:24	00:50:18:23	家庭に駆けつける担当者や
635	A	00:50:18:26	00:50:24:05	その後 利用する短期入所 居宅介護の 事業所を具体的に決めておいて
636	A	00:50:24:08	00:50:29:09	緊急事態への対応プランとして 作っておくことが可能です
637	A	00:50:29:12	00:50:32:20	別に このような事態は 想定できる事態なわけですよ
638	A	00:50:32:23	00:50:37:10	なので あらかじめ その事態を想定して 緊急時対応プランを作っておく
639	A	00:50:37:13	00:50:43:03	実際に緊急事態が生じた場合は 緊急事態の対応プランに基づいて
640	A	00:50:43:06	00:50:45:14	利用者 家族への支援を
641	A	00:50:45:17	00:50:49:21	障害福祉サービス事業所や 相談支援専門員が中心になって
642	A	00:50:49:24	00:50:53:28	スムーズに行くことが可能です
643	A	00:50:54:01	00:50:59:09	拠点コーディネーターの役割は このような緊急事態への対応プランを
644	A	00:50:59:12	00:51:04:25	障害福祉サービス事業所や 相談支援専門員が中心になって作成して
645	A	00:51:04:28	00:51:08:10	実効的にできるように準備を促すこと <small>うなが</small>
646	A	00:51:08:13	00:51:12:05	これが中心的な業務に なるわけなんですよ
647	A	00:51:12:08	00:51:18:27	緊急事態への対応プランが機能するかを 予行演習したりとか
648	A	00:51:20:00	00:51:21:02	拠点コーディネーターが
649	A	00:51:21:05	00:51:26:13	地域の障害のある人の緊急事態に 常時 直接対応する役割から

650	A	00:51:26:16	00:51:29:29	緊急事態に対応する後方支援の役割にシフトする
651	A	00:51:30:02	00:51:37:08	このことによって緊急事態が発生した場合も <small>じんそく</small> 迅速・適切に対応することが可能になります
652	A	00:51:37:11	00:51:39:00	もちろん こういった対応に
653	A	00:51:39:03	00:51:43:25	拠点コーディネーターが側面的に関わったりとかバックアップしたりとか
654	A	00:51:43:28	00:51:46:29	そういったことは当然 必要になりますけども
655	A	00:51:47:02	00:51:49:12	でもサービスを 利用している方については
656	A	00:51:49:15	00:51:55:07	事業所や相談支援専門員が中心になって 対応のための準備をして
657	A	00:51:55:10	00:51:57:04	いざ起きた場合には
658	A	00:51:57:07	00:52:02:13	そこが中心になって対応できるような 準備をしておくことができれば
659	A	00:52:02:16	00:52:07:20	拠点コーディネーターが常に緊急事態に 対応することが必要なくなって
660	A	00:52:07:23	00:52:14:12	より緊急時の対応を バックアップする役割に回ることができて
661	A	00:52:14:15	00:52:17:20	スムーズに対応することが可能になる
662	A	00:52:17:23	00:52:22:00	このような緊急事態を予防する あるいは準備をする
663	A	00:52:22:03	00:52:26:26	これが拠点コーディネーターの 重要な役割になってきます
664	A	00:52:28:12	00:52:32:22	例えば 利用者家族に 緊急事態が生じた場合は
665	A	00:52:32:25	00:52:37:11	日頃 利用している事業所に まずは連絡すると思います
666	A	00:52:37:14	00:52:41:15	連携担当者の方が 相談支援専門員と連携して
667	A	00:52:41:18	00:52:45:18	あらかじめ作成しておいた 緊急事態対応プランに基づいて
668	A	00:52:45:21	00:52:49:10	短期入所を利用したり あるいは施設入所支援を利用したり
669	A	00:52:49:13	00:52:52:09	こういう形で 対応することができれば
670	A	00:52:52:12	00:52:55:25	拠点コーディネーターが 直接 動かなくても

671	A	00:52:55:28	00:53:00:08	事業所 相談支援専門員を 中心にした支援によって
672	A	00:53:00:11	00:53:03:03	緊急時対応を行うことが できるわけですね
673	A	00:53:03:06	00:53:07:00	このような取り組みを進めることを 拠点コーディネーターが促す
674	A	00:53:07:03	00:53:10:18	これが拠点コーディネーターの役割に なってきます
675	A	00:53:10:21	00:53:16:16	このような取り組みの促しを 地域の事業所全体に行っていくことによって
676	A	00:53:16:19	00:53:22:10	サービスを利用している人の事業所の どこで緊急事態が発生したとしても
677	A	00:53:22:13	00:53:26:24	事業所 相談支援専門員が中心になって 対応することができる
678	A	00:53:26:27	00:53:32:23	さらに そこで不足していることを 拠点コーディネーターが側面からサポートする
679	A	00:53:32:26	00:53:34:08	あるいはバックアップする
680	A	00:53:34:11	00:53:38:24	このような重層的な取り組みが 可能になってきます
681	A	00:53:42:09	00:53:46:09	サービス未利用者の把握と市町村連携
682	A	00:53:49:18	00:53:53:08	サービス未利用者の方については 今申し上げたような
683	A	00:53:53:11	00:54:00:20	障害福祉サービス事業所や相談支援専門員が 中心になった緊急時対応の準備というのは
684	A	00:54:00:23	00:54:01:28	できないわけですね
685	A	00:54:02:01	00:54:05:15	どこにサービス未利用者の方が 生活されているかを
686	A	00:54:05:18	00:54:10:11	事業所や相談支援専門員は 知ることができません
687	A	00:54:10:14	00:54:13:21	そのことの情報を持っているのは 市町村ですね
688	A	00:54:13:24	00:54:17:17	例えば 手帳の申請を 過去にした経験があるとか
689	A	00:54:17:20	00:54:21:20	あるいは 自立支援を利用したことがある
690	A	00:54:21:23	00:54:29:09	あるいは年金や様々な給付の 申請をした記録がある
691	A	00:54:29:12	00:54:31:26	そういった方の中から
692	A	00:54:31:29	00:54:37:26	障害福祉サービスの支給決定に つながっていない方を抽出すると <small>ちゅうしゅつ</small>

693	A	00:54:37:29	00:54:40:29	サービス未利用者の方の名簿が 出来上がります
694	A	00:54:41:02	00:54:44:24	これを作れるのは 市町村しかないんですね
695	A	00:54:44:27	00:54:51:18	そういった市町村が 把握したサービス未利用者の方を訪問する
696	A	00:54:51:21	00:54:54:15	リストアップしたうえで 家庭訪問をする
697	A	00:54:54:18	00:54:57:11	これができるのも市町村です
698	A	00:54:57:14	00:54:59:24	このリストの中で
699	A	00:54:59:27	00:55:08:27	より緊急性の高い人を順位付けをして 緊急性の高い人から訪問するということが
700	A	00:55:09:00	00:55:12:18	工夫としては有効だというふうに 思います
701	A	00:55:12:21	00:55:20:03	例えば 障害支援区分 障害の程度が重い ^{かた} 方ですとか
702	A	00:55:20:06	00:55:25:04	あるいは その方を支援している ご家族が高齢になっているとか
703	A	00:55:25:07	00:55:29:10	あるいは ご本人の障害の状態が 医療的ケアが必要であるとか
704	A	00:55:29:13	00:55:32:13	あるいは強度行動障害の状態にある
705	A	00:55:32:16	00:55:41:05	そういった方たちを リストの上に持ってきて先に訪問をしていく
706	A	00:55:41:08	00:55:43:11	このような工夫が
707	A	00:55:43:14	00:55:51:01	効率的に緊急事態の準備をするうえでは 必要だというふうにいわれています
708	A	00:55:51:04	00:55:53:29	家庭訪問を通じて把握した情報は
709	A	00:55:54:02	00:55:59:10	ご本人 ご家族の同意を得たうえで 地域生活支援拠点等と共有しておく
710	A	00:55:59:13	00:56:03:22	そうしますと その ^{うち} 家で緊急事態が発生した場合
711	A	00:56:03:25	00:56:08:26	拠点コーディネーターにつなげて 対応がしやすいということに
712	A	00:56:08:29	00:56:11:28	結びついていくと思います
713	A	00:56:12:01	00:56:14:07	ですので訪問した時に
714	A	00:56:14:10	00:56:18:07	そのご家庭やご本人の情報を 得るということに加えて
715	A	00:56:18:10	00:56:20:24	拠点の説明をさせていただいて

716	A	00:56:20:27	00:56:24:02	情報を拠点コーディネーターと共有してもいいかどうか
717	A	00:56:24:05	00:56:27:10	そこについて同意していただけた場合は
718	A	00:56:27:13	00:56:30:04	拠点コーディネーターと情報を共有しておく
719	A	00:56:30:07	00:56:33:04	でも 同意がいただけない場合もあると思うんですね
720	A	00:56:33:07	00:56:36:26	その場合は拠点コーディネーターに伝えることができませんので
721	A	00:56:36:29	00:56:40:03	市町村がその情報をきちんと整理をしておいて
722	A	00:56:40:06	00:56:48:19	実際に緊急事態が生じた場合は個人情報保護法の中で
723	A	00:56:48:22	00:56:54:18	生命や身体に関わる場合は情報共有していいというようなこともありますので
724	A	00:56:54:21	00:56:59:18	拠点コーディネーターと共有して緊急時の対応に役立てていく
725	A	00:56:59:21	00:57:06:11	こういったことが市町村には認められるということが言えると思います
726	A	00:57:09:02	00:57:14:26	行政やサービスとつながっていない潜在的な要支援者の掘り起こしですけども
727	A	00:57:17:08	00:57:19:07	拠点コーディネーターを配置して
728	A	00:57:19:10	00:57:23:05	様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や
729	A	00:57:23:08	00:57:28:06	連携体制の構築を行いつつ
730	A	00:57:28:09	00:57:32:02	サービスに結びついていない障害のある方の掘り起こし
731	A	00:57:32:05	00:57:33:26	そのために訪問したり
732	A	00:57:33:29	00:57:38:08	拠点コーディネーターへの情報提供をすることが求められます
733	A	00:57:38:11	00:57:43:08	そこにはリストを持っている市町村が訪問をして
734	A	00:57:43:11	00:57:47:14	その結果を ご本人 ご家族の同意を得たうえで
735	A	00:57:47:17	00:57:49:23	拠点コーディネーターと共有しておく
736	A	00:57:49:26	00:57:54:13	あるいはそれが難しい場合はきちんと市町村は把握しておいて
737	A	00:57:54:16	00:57:56:22	緊急事態が生じた場合
738	A	00:57:56:25	00:58:01:14	拠点コーディネーターとしっかり連携をして対応できるような準備をしておく

739	A	00:58:01:17	00:58:03:13	これが重要になってきます
740	A	00:58:03:16	00:58:09:04	ですので拠点コーディネーターを配置して 市町村は それで役割が終わりではなくて
741	A	00:58:09:07	00:58:13:26	市町村にも潜在的要支援者の 掘り起こしという重要な役割がある
742	A	00:58:13:29	00:58:17:03	ここをしっかりと認識しておくことが 必要ですし
743	A	00:58:17:06	00:58:19:21	拠点コーディネーターから そのような取り組みを
744	A	00:58:19:24	00:58:25:09	市町村と連携して促すということも 求められてきます
745	A	00:58:27:20	00:58:33:11	サービスの支給決定を受けていない 障害のある人に対する対応としては
746	A	00:58:33:14	00:58:37:03	障害者総合支援法の特例介護給付費
747	A	00:58:37:06	00:58:39:05	特例訓練等給付費
748	A	00:58:39:08	00:58:42:25	特例地域相談支援給付費などを 活用して
749	A	00:58:42:28	00:58:47:05	支給決定を受けていない方でも このような給付を活用することで
750	A	00:58:47:08	00:58:54:24	<small>さんていき</small> 暫定的 一時的にサービスの提供を 行うことができますし
751	A	00:58:54:27	00:58:58:29	いよいよとなった場合は <small>じゆう</small> やむを得ない事由による措置ですね
752	A	00:58:59:02	00:59:05:17	このことによってしっかりと緊急事態に 対応することが必要になってきますので
753	A	00:59:05:20	00:59:09:22	市町村においては「やむを得ない 理由による措置」の活用も含めてですね
754	A	00:59:09:25	00:59:14:00	平時から準備をしておくことが 必要になると思います
755	A	00:59:17:23	00:59:20:11	障害に応じた専門機関との連携
756	A	00:59:20:14	00:59:25:02	これも平時の対応として 非常に重要になってきます
757	A	00:59:25:05	00:59:32:08	例えば聴覚障害がある方で <small>そつう</small> 手話で意思疎通が必要な人には
758	A	00:59:32:11	00:59:35:11	手話通訳者が必要になりますので
759	A	00:59:35:14	00:59:40:19	聴覚障害者情報提供施設などに 所属している ろうあ者相談員と
760	A	00:59:40:22	00:59:43:23	連携しておくことが考えられますし

761	A	00:59:43:26	00:59:46:04	あるいは難病の方については
762	A	00:59:46:07	00:59:50:24	都道府県・指定都市に設けられている 難病支援相談センター
763	A	00:59:50:27	00:59:53:03	高次脳機能障害の方については
764	A	00:59:53:06	00:59:58:14	高次脳機能障害支援機関 高次脳機能障害相談窓口
765	A	00:59:58:17	01:00:01:23	発達障害の方については 発達障害支援センター
766	A	01:00:01:26	01:00:07:16	このような関係機関と 連携しておくことが大切です
767	A	01:00:13:11	01:00:18:10	緊急事態の対応に 特別な配慮が必要な人の事前把握
768	A	01:00:21:22	01:00:25:26	緊急事態の対応に 特別な配慮が必要な人として
769	A	01:00:25:29	01:00:32:12	1つは医療的ケアが必要な人の 把握が挙げられると思います
770	A	01:00:32:15	01:00:35:04	「医療的ケアが必要な人」というのは
771	A	01:00:35:07	01:00:40:07	日常生活 社会生活に対して <small>こうじょうてき</small> 恒常的に医療的ケア
772	A	01:00:40:10	01:00:44:03	気管切開部の管理ですとか 人工呼吸器の管理
773	A	01:00:44:06	01:00:50:04	吸引 在宅酸素療法などを受けることが 不可欠な人を指します
774	A	01:00:50:07	01:00:55:11	<small>かくたん</small> 喀痰吸引研修を修了した福祉職や 看護師などの医療職が
775	A	01:00:55:14	01:00:57:13	ケアを行う必要があること
776	A	01:00:57:16	01:01:03:23	あるいは災害時に人工呼吸器などを 動かすための電源喪失ですね
777	A	01:01:03:26	01:01:07:14	その場合に電源を確保する必要が あることによって
778	A	01:01:07:17	01:01:11:18	緊急事態の対応に 特別な配慮が必要となります
779	A	01:01:11:21	01:01:13:09	医療的ケアが必要な人は
780	A	01:01:13:12	01:01:16:26	市町村の障害福祉関係課や 保健センターが
781	A	01:01:16:29	01:01:20:01	把握している場合が多いと思います
782	A	01:01:20:04	01:01:22:19	また災害対策基本法に基づいて
783	A	01:01:22:22	01:01:28:03	市町村に義務付けられている 避難行動要支援者名簿の作成の中で

784	A	01:01:28:06	01:01:31:06	把握されている場合もあります
785	A	01:01:31:09	01:01:33:06	避難行動要支援者に対して
786	A	01:01:33:09	01:01:37:14	個別避難計画の作成が 努力義務化されているため
787	A	01:01:37:17	01:01:39:18	災害時の緊急時対応は
788	A	01:01:39:21	01:01:47:15	個別避難計画と関連付けて行うことで 重複を避けることができます
789	A	01:01:48:27	01:01:54:11	(2)として 強度行動障害の状態にある人の把握です
790	A	01:01:54:14	01:01:56:01	強度行動障害とは
791	A	01:01:56:04	01:02:03:14	自傷 他害 こだわり もの壊し 睡眠の乱れ 異食 多動など
792	A	01:02:03:17	01:02:09:12	本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が いちじる ひんど 著しく高い頻度で起こるため
793	A	01:02:09:15	01:02:14:07	特別に配慮された支援が 必要になっている「状態」とされています
794	A	01:02:14:10	01:02:19:09	重度の知的障害を伴う 自閉スペクトラム症の方が多く
795	A	01:02:19:12	01:02:23:25	自閉スペクトラム症との関連性が高いと いわれています
796	A	01:02:23:28	01:02:25:25	障害者総合支援法では
797	A	01:02:25:28	01:02:30:04	行動援護や重度障害者支援加算の 対象となっています
798	A	01:02:30:07	01:02:34:16	その対象は障害支援区分3 または4以上で
799	A	01:02:34:19	01:02:37:23	障害支援区分の認定調査項目のうち
800	A	01:02:37:26	01:02:44:09	行動関連項目の合計点数が 10点以上とされています
801	A	01:02:44:12	01:02:49:01	障害支援区分や 行動関連項目の合計点数のデータは
802	A	01:02:49:04	01:02:54:24	市町村が障害支援区分の認定調査の際に 保有しています
803	A	01:02:55:26	01:02:59:16	市町村が 直接 生活状況を把握するほか
804	A	01:02:59:19	01:03:05:24	本人を担当する相談支援専門員や 障害福祉サービス事業所に情報提供して
805	A	01:03:05:27	01:03:09:11	生活状況の把握を指示することも 可能です
806	A	01:03:09:14	01:03:16:13	この行動関連項目の合計点数 10点以上の人のデータをリスト化して

807	A	01:03:16:16	01:03:19:15	市町村が その人たちの状態を把握する
808	A	01:03:19:18	01:03:21:13	直接 把握するほかに
809	A	01:03:21:16	01:03:24:15	相談支援専門員や 障害福祉サービス事業所に
810	A	01:03:24:18	01:03:30:10	こういった人の状況を把握してくださいと 言うことも可能ということなんですよ
811	A	01:03:30:13	01:03:37:29	本人・家族からの同意に基づいて 緊急事態の対応を準備することができます
812	A	01:03:38:02	01:03:40:08	下にあるのは例ですけども
813	A	01:03:40:11	01:03:47:14	人口10万人程度の自治体の 行動関連項目合計点数別の人数です
814	A	01:03:47:17	01:03:51:11	10点から22点までですけども
815	A	01:03:51:14	01:03:55:01	こちらの自治体では 施設入所支援を利用している方が
816	A	01:03:55:04	01:03:59:08	この10点から22点の方で41人
817	A	01:03:59:11	01:04:04:08	在宅の方で82人いて 全部で123人いた
818	A	01:04:04:11	01:04:08:08	こういった表になります
819	A	01:04:08:11	01:04:12:10	だいたい これが人口10万人当たりの 目安というふうに考えますと
820	A	01:04:12:13	01:04:17:10	それぞれの人口の規模に応じて だいたい何人ぐらいいるかということが
821	A	01:04:17:13	01:04:19:13	想像できると思うんですね
822	A	01:04:19:16	01:04:24:18	しかも このような点数ごとの データというのは市町村が持っていますので
823	A	01:04:24:21	01:04:27:24	ここできちんと リストを作っていたらうえて
824	A	01:04:27:27	01:04:31:22	これらの人たちの生活が 困ってないかどうか
825	A	01:04:31:25	01:04:34:17	そういったことについて 把握しておくことが
826	A	01:04:34:20	01:04:39:10	緊急事態の対応の準備に つながるといことになります
827	A	01:04:41:26	01:04:44:16	緊急事態への対応の工夫です
828	A	01:04:44:19	01:04:49:25	(1) 緊急事態の共通相談受付票 これを作っておくと
829	A	01:04:49:28	01:04:54:09	連絡を受けた時に その状況が共有しやすくなります
830	A	01:04:54:12	01:04:58:16	鹿児島市にある 「地域生活支援拠点ゆうかり」では
831	A	01:04:58:19	01:05:04:13	短期入所 グループホーム 生活介護 ホームヘルパー派遣事業が一体となった

832	A	01:05:04:16	01:05:08:04	多機能拠点整備型の建物にある 宿直室で
833	A	01:05:08:07	01:05:11:13	複数の法人が連携して ローテーションを組んで
834	A	01:05:11:16	01:05:16:11	夜間の緊急事態の 電話相談を受ける体制を整えています
835	A	01:05:16:14	01:05:21:04	その際に共通の相談受付票を作成して 使っています
836	A	01:05:21:07	01:05:26:03	どの法人の職員が連絡を受けても 同じ情報を聞き取ることができるように
837	A	01:05:26:06	01:05:28:27	工夫がされています
838	A	01:05:29:00	01:05:34:18	これが「地域生活支援拠点ゆうかり」が 使っている相談受付票ですね
839	A	01:05:34:21	01:05:42:19	この項目を見ながら 緊急時の連絡内容を記録することによって
840	A	01:05:42:22	01:05:45:04	必要な情報が把握できますし
841	A	01:05:45:07	01:05:46:27	あるいはこれに基づいて
842	A	01:05:47:00	01:05:51:26	他の緊急時の対応をする事業所とも 情報の共有を図ることができる
843	A	01:05:51:29	01:05:56:19	あるいはローテーションで 宿直に入っている複数の職員とも
844	A	01:05:56:22	01:05:58:23	情報共有を図ることができる
845	A	01:05:58:26	01:06:01:06	このような工夫ですね
846	A	01:06:04:00	01:06:08:13	(2) 緊急事態の利用に係る フローチャートの作成です
847	A	01:06:08:16	01:06:12:26	緊急事態の連絡を受けたあとに どう対応していくかということを
848	A	01:06:12:29	01:06:14:14	フローチャートにしておく
849	A	01:06:14:17	01:06:20:03	流れが可視化されて 落ち着いて 見落としなく判断することができます
850	A	01:06:20:06	01:06:22:22	千葉市の地域生活支援拠点では
851	A	01:06:22:25	01:06:25:19	「障害の有無にかかわらない 対応フローチャート」
852	A	01:06:25:22	01:06:29:01	それから「緊急預かりが必要な場合の フローチャート」という
853	A	01:06:29:04	01:06:33:14	2種類のフローチャートを作成して 流れを可視化しています
854	A	01:06:33:17	01:06:38:06	障害の有無にかかわらない対応というのは 例えば…

855	A	01:06:43:04	01:06:52:04	道ばた ^{ぎょしょ} で居所が不明の人が発見されて 警察が保護をしたような場合ですね
856	A	01:06:52:07	01:06:58:19	その方 ^{かた} に障害があるんじゃないか というような可能性があった場合
857	A	01:06:58:22	01:07:04:01	警察から拠点に対応の依頼を受ける場合があるんだそうです
858	A	01:07:04:04	01:07:05:05	そうしますと
859	A	01:07:05:08	01:07:09:02	まず障害があるかどうかということが 確定していませんので
860	A	01:07:09:05	01:07:13:10	障害福祉サービスをすぐに利用することが 難しい場合があるわけですね
861	A	01:07:13:13	01:07:18:01	なので「障害の有無にかかわらず 対応フローチャート」というのを
862	A	01:07:18:04	01:07:21:15	別に用意しているということでした
863	A	01:07:22:18	01:07:27:29	これは「障害の有無にかかわらず 対応フローチャート」のほうなんですけども
864	A	01:07:28:02	01:07:32:28	まずは障害の有無というところがあって
865	A	01:07:33:01	01:07:38:13	「ある」場合は次に見ていただく 「緊急預かりフローチャート」に移行する
866	A	01:07:38:16	01:07:41:21	でも「なし」となった場合は あるいは「不明」の場合は
867	A	01:07:41:24	01:07:45:25	なんらかの支援がないと まったく生活ができないかどうか
868	A	01:07:45:28	01:07:49:06	それから住居があるかどうか
869	A	01:07:49:09	01:07:53:05	それから未成年かどうかですね
870	A	01:07:53:08	01:07:56:05	保護者と連絡を取る必要があると いうことですね
871	A	01:07:56:08	01:07:57:06	あと その場合は
872	A	01:07:57:09	01:08:02:04	児童相談所のシェルターなどに 結びつけることも必要になってきますし
873	A	01:08:02:07	01:08:07:16	あるいは 住居がないというふうになった場合は
874	A	01:08:07:19	01:08:12:06	無料低額宿泊所などを 利用するというのを
875	A	01:08:12:09	01:08:14:15	検討する必要も出てきます
876	A	01:08:14:18	01:08:18:04	このようにしてあらかじめ 対応のフローチャートを作っておくと
877	A	01:08:18:07	01:08:21:08	どういった状態の人に 何が利用できるか

878	A	01:08:21:11	01:08:23:19	あるいは どういふ対応が必要かということが
879	A	01:08:23:22	01:08:27:14	目で見て分かるということですね
880	A	01:08:27:17	01:08:32:22	こちらは「緊急預かりの必要性が 生じた場合のフローチャート」ですね
881	A	01:08:32:25	01:08:37:22	これは警察・高齢者支援課から 対応依頼があった場合と
882	A	01:08:37:25	01:08:41:23	日中系の障害福祉サービス事業所からの 依頼があった場合という
883	A	01:08:41:26	01:08:45:02	2つの種類を想定してしまして
884	A	01:08:45:05	01:08:48:22	基幹相談支援センター あるいは相談支援事業所に
885	A	01:08:48:25	01:08:55:13	それぞれ対応の依頼をしていくと いような流れが作られています
886	A	01:08:55:16	01:09:01:02	さらに緊急対応したあとの 出口支援のケース会議ですね
887	A	01:09:01:05	01:09:06:03	こういったことも 「原則72時間以内に会議」とありますけども
888	A	01:09:06:06	01:09:12:01	緊急対応したあとの さらに日常生活に戻るための支援
889	A	01:09:12:04	01:09:16:14	こういったことまで視野に入れた フローチャートになっています
890	A	01:09:17:27	01:09:24:07	(3) 個別の「緊急事態・災害時対応の プラン」の活用ですね
891	A	01:09:24:10	01:09:27:23	医療的ケアが必要な人は 災害時に停電した場合
892	A	01:09:27:26	01:09:30:06	人工呼吸器の電源確保や
893	A	01:09:30:09	01:09:34:02	避難に必要な人員体制 移動手段の確保などを
894	A	01:09:34:05	01:09:37:22	個別避難計画で具体化しておくことが 求められます
895	A	01:09:37:25	01:09:42:21	この個別の避難計画が
896	A	01:09:42:24	01:09:48:10	災害以外の緊急事態においても 活用することができるということ
897	A	01:09:48:13	01:09:52:07	<small>はんだ</small> 愛知県半田市では 自立支援協議会の取り組みとして
898	A	01:09:52:10	01:09:54:00	相談支援専門員が
899	A	01:09:54:03	01:10:00:05	サービス等利用計画作成に合わせて 「緊急事態・災害時対応プラン」を作成し

900	A	01:10:00:08	01:10:03:24	地域生活支援拠点等が 対応する緊急事態にも
901	A	01:10:03:27	01:10:07:00	活用する取り組みを進めています
902	A	01:10:09:05	01:10:12:09	それから 空室確保のための工夫として
903	A	01:10:12:12	01:10:17:21	愛知県半田市では「半田市障がい者 体験的宿泊事業実施要綱 <small>ようこう</small> 」を
904	A	01:10:17:24	01:10:20:03	市の単独事業として定めて
905	A	01:10:20:06	01:10:26:26	障害者総合支援法の地域生活支援事業の 居室確保事業を活用して
906	A	01:10:26:29	01:10:29:01	緊急一時的な宿泊や
907	A	01:10:29:04	01:10:33:28	地域での一人暮らしに向けた 体験的宿泊を提供するための居室を
908	A	01:10:34:01	01:10:36:20	確保しているそうです
909	A	01:10:36:23	01:10:38:09	住宅の確保においては
910	A	01:10:38:12	01:10:45:17	住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への 円滑な入居の促進を図るために
911	A	01:10:45:20	01:10:50:22	都道府県 市町村に居住支援協議会が 設立されていますけども
912	A	01:10:50:25	01:10:56:01	行政 不動産関係団体 居住支援団体が連携して
913	A	01:10:56:04	01:11:02:10	住宅確保要配慮者・ 民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対して
914	A	01:11:02:13	01:11:05:07	住宅情報の提供の支援を行っているため
915	A	01:11:05:10	01:11:11:02	住宅確保のため連携するということも 行っているそうです
916	A	01:11:11:05	01:11:17:05	これが「半田市緊急事態・災害時対応プラン 兼 個別避難計画」なんですけども
917	A	01:11:17:08	01:11:22:22	医療的ケアなどが必要な人のために この緊急時 災害時対応プランを作って
918	A	01:11:22:25	01:11:28:18	これが災害時の個別避難計画にも なっているということですね
919	A	01:11:28:21	01:11:32:24	さらに自宅から避難先までの 避難経路というの
920	A	01:11:32:27	01:11:35:04	地図で個別に作成をしまして
921	A	01:11:35:07	01:11:38:02	こういった経路を通して 避難するということが
922	A	01:11:38:05	01:11:44:06	いつ災害が起こっても可能なように 準備されています

923	A	01:11:48:13	01:11:55:04	次にメーリングリストによる 拠点関係機関 ^あ の空き状況の把握です
924	A	01:11:55:07	01:11:58:08	地域生活支援拠点等が一体となって 運営されている
925	A	01:11:58:11	01:12:01:00	千葉市の基幹相談支援センターでは
926	A	01:12:01:03	01:12:04:21	拠点関係機関が登録する メーリングリストを作成して
927	A	01:12:04:24	01:12:08:22	短期入所等の受け入れ先を 探すということが
928	A	01:12:08:25	01:12:12:20	メーリングリストから 一斉に各事業所に伝わって
929	A	01:12:12:23	01:12:16:08	対応可能な事業所が メーリングリストに書き込むことによって
930	A	01:12:16:11	01:12:21:27	迅速に受け入れ先を確保することが できるような工夫をしています
931	A	01:12:22:00	01:12:26:03	こういったメーリングリストには 医療型短期入所も登録していて
932	A	01:12:26:06	01:12:32:08	医療が必要な人への対応力のある事業所と 情報交換することもできていて
933	A	01:12:32:11	01:12:36:13	拠点関係機関が 「ワンチーム」となっています
934	A	01:12:38:16	01:12:42:04	これが拠点のメーリングリストですね
935	A	01:12:42:07	01:12:44:25	ここに登録することによって 誰かがここに
936	A	01:12:44:28	01:12:52:04	「緊急事態で受け入れることができる 事業所がありますか？」ということ
937	A	01:12:52:07	01:12:53:20	情報として流すと
938	A	01:12:53:23	01:12:57:03	できる所が 「うち大丈夫です」ということで
939	A	01:12:57:06	01:12:59:16	メーリングリストに書き込んで すぐに見つかる
940	A	01:12:59:19	01:13:01:10	こういった工夫ですよ
941	A	01:13:01:13	01:13:07:21	これがあると一件一件連絡して確認する という手間は大幅に短縮できて
942	A	01:13:07:24	01:13:12:17	緊急時の対応が 迅速にできるようになると思います
943	A	01:13:12:20	01:13:15:27	またこの「ワンチーム」という概念が 非常に重要ですよ
944	A	01:13:16:00	01:13:18:07	「拠点に任せておけばいい」ではなくて

945	A	01:13:18:10	01:13:21:05	拠点も含めて 地域がワンチームになって
946	A	01:13:21:08	01:13:25:15	地域の障害のある方の緊急事態に 対応しようという
947	A	01:13:25:18	01:13:30:26	そういった意欲が促進される フレーズだなというふうに思います
948	A	01:13:33:10	01:13:36:06	続いて 地域移行のための役割です
949	A	01:13:36:09	01:13:38:12	拠点の大きな役割として
950	A	01:13:38:15	01:13:42:04	緊急事態の対応と地域移行というのが あったと思います
951	A	01:13:42:07	01:13:45:12	こちらは地域移行のための役割ですね
952	A	01:13:47:04	01:13:49:09	市町村障害福祉計画には
953	A	01:13:49:12	01:13:52:18	地域移行の目標人数を 書き込むことになっています
954	A	01:13:52:21	01:13:54:13	ただ 多くの場合は
955	A	01:13:54:16	01:13:58:21	それが未達成に終わっているのが 現実だと思います
956	A	01:13:58:24	01:14:03:20	拠点コーディネーターが 市町村や 障害福祉サービス事業所と連携して
957	A	01:14:03:23	01:14:05:11	地域移行を促進し
958	A	01:14:05:14	01:14:11:29	障害福祉計画の目標が達成できるように 取り組むことが求められます
959	A	01:14:12:02	01:14:16:27	地域移行の中には 施設や病院からの 地域移行もありますけども
960	A	01:14:17:00	01:14:20:08	家族同居から 例えば家族から離れた生活
961	A	01:14:20:11	01:14:23:15	グループホームなどの生活に 移行するですとか
962	A	01:14:23:18	01:14:27:03	あるいはグループホームから さらに一人暮らしなどに移行する
963	A	01:14:27:06	01:14:30:16	こういったことも
964	A	01:14:30:19	01:14:35:26	自立的な生活への移行に 含まれるということになります
965	A	01:14:37:22	01:14:40:11	さらに療養介護病棟からの地域移行
966	A	01:14:40:14	01:14:45:25	これは なかなかちょっと地域移行の中で 見過ごされがちだと思うんですけども
967	A	01:14:45:28	01:14:52:00	療養介護病棟は 筋ジストロフィーや <small>えーえるえす きんいしゆくせいそくさくこうかしょう</small> ALS(筋委縮性側索硬化症)などの
968	A	01:14:52:03	01:14:53:26	神経難病の方や

969	A	01:14:53:29	01:14:58:14	重症心身障害のある人が 比較的長期間 入院しています
970	A	01:14:58:17	01:15:02:01	経管栄養 ^{かくたん} や喀痰吸引 人工呼吸器など
971	A	01:15:02:04	01:15:05:16	医療的な対応が必要な人も 少なくありません
972	A	01:15:05:19	01:15:10:23	こういった場合 拠点コーディネーターや 相談支援専門員が
973	A	01:15:10:26	01:15:13:26	療養介護病棟のソーシャルワーカーと 連携して
974	A	01:15:13:29	01:15:15:24	本人の退院後の生活を
975	A	01:15:15:27	01:15:21:08	ともに支援することができる協力関係をつくる ことが必要になります
976	A	01:15:23:06	01:15:27:16	さらに地域移行等意向確認担当者との 連携ですね
977	A	01:15:27:19	01:15:30:00	令和6年度から入所施設に
978	A	01:15:30:03	01:15:36:04	地域移行等意向確認担当者の配置が されるようになりました
979	A	01:15:36:07	01:15:41:16	この地域移行等意向確認担当者 と連携することによって
980	A	01:15:41:19	01:15:46:22	地域移行の意向を 施設入所支援の中で確認してもらって
981	A	01:15:46:25	01:15:53:20	その方と地域移行の取り組みを進めると ^{かた} いうことができることになります
982	A	01:15:53:23	01:15:55:21	なので拠点コーディネーターは
983	A	01:15:55:24	01:16:00:23	この地域移行等意向確認担当者 としっかり連携するということが
984	A	01:16:00:26	01:16:03:06	必要になると思います
985	A	01:16:05:19	01:16:09:21	また ご家族の中には 地域移行して うまくいかなかった場合
986	A	01:16:09:24	01:16:13:03	生活の場がなくなってしまうということ を心配して
987	A	01:16:13:06	01:16:18:00	地域移行に消極的になってしまう方も いると思うんですけども
988	A	01:16:18:03	01:16:20:03	一時的に元の施設に戻って
989	A	01:16:20:06	01:16:23:10	地域移行に再チャレンジできるような 仕組みも
990	A	01:16:23:13	01:16:28:08	入所施設の側の取り組みとして 工夫が必要だと思います

991	A	01:16:29:27	01:16:34:02	さらにピアサポーターと 相談支援事業所との連携ですね
992	A	01:16:34:05	01:16:35:27	ピアサポート活動では
993	A	01:16:36:00	01:16:41:03	ストレングス視点 要するに 強みを活かす視点が重視されています
994	A	01:16:41:06	01:16:45:08	施設や精神科病院に 長期入院している人にとって
995	A	01:16:45:11	01:16:46:21	ピアサポーターは
996	A	01:16:46:24	01:16:53:06	それまで入所や入院を経験してきた そういった経験を分かち合いながら
997	A	01:16:53:09	01:16:58:06	地域生活を送っている ロールモデル 見本になって
998	A	01:16:58:09	01:17:04:04	夢や希望 これからの可能性について 等身大で話し合うことで理解してくれて
999	A	01:17:04:07	01:17:06:22	あきらめが夢や希望に変わっていく
1000	A	01:17:06:25	01:17:09:21	そういった効果が期待されています
1001	A	01:17:09:24	01:17:12:16	地域移行に向けて 動機付け支援として
1002	A	01:17:12:19	01:17:16:04	ピアサポーターの活動というのは 非常に重要になっていますので
1003	A	01:17:16:07	01:17:18:14	ピアサポーターと連携することは
1004	A	01:17:18:17	01:17:23:11	地域移行を進めるうえで 大変重要な要素になってきます
1005	A	01:17:24:26	01:17:28:11	地域移行のための自治体の役割
1006	A	01:17:30:26	01:17:35:10	施設入所者に対する地域移行の 意向把握をすることを
1007	A	01:17:35:13	01:17:38:28	市町村が行うことは 非常に重要なことだと思います
1008	A	01:17:39:01	01:17:44:05	市町村が 自立支援協議会の 地域移行部会等と協力して
1009	A	01:17:44:08	01:17:47:28	施設入所支援を支給決定している 全利用者に対して
1010	A	01:17:48:01	01:17:50:26	地域移行を望んでいるかの 調査を行って
1011	A	01:17:50:29	01:17:55:10	地域移行の意向を把握する取り組みを 進めている自治体もあります
1012	A	01:17:55:13	01:17:59:18	地域移行等意向確認担当者も 配置されてはいるんですけども
1013	A	01:17:59:21	01:18:07:04	やはり支給決定の主体である 市町村が中心になって
1014	A	01:18:07:07	01:18:09:15	地域移行の意向を確認する

1015	A	01:18:09:18	01:18:14:03	こういった調査を行うことも 非常に有効だと思います
1016	A	01:18:15:09	01:18:16:23	これは東京都品川区が <small>しながわ</small>
1017	A	01:18:16:26	01:18:23:01	施設入所者の地域移行に関する ニーズ調査を行った時の調査票です
1018	A	01:18:23:04	01:18:24:20	この調査票を
1019	A	01:18:24:23	01:18:34:03	品川区が支給決定している全施設入所者の 担当相談支援専門員に送って
1020	A	01:18:34:06	01:18:35:19	相談支援専門員が
1021	A	01:18:35:22	01:18:43:04	地域移行の意向を確認してもらって 回答してもらおうということを行いました
1022	A	01:18:43:07	01:18:51:14	その結果 200人ぐらいの施設入所者から 30人以上の地域移行の希望が寄せられて
1023	A	01:18:51:17	01:18:53:21	実際に取り組んで
1024	A	01:18:53:24	01:18:58:16	その年度内にですね 10人の地域移行者が 生まれたということですから
1025	A	01:18:58:19	01:19:02:06	やはり このような調査を行ったことが 結果に結びつくということは
1026	A	01:19:02:09	01:19:04:19	非常に重要なことだと思います
1027	A	01:19:04:22	01:19:09:27	地域生活への移行の支援なんですけども
1028	A	01:19:10:00	01:19:13:26	拠点コーディネーターと 相談支援事業所
1029	A	01:19:13:29	01:19:16:28	あるいは保健所 なぜ保健所かというと
1030	A	01:19:17:01	01:19:19:22	今 精神科病院からの地域移行は
1031	A	01:19:19:25	01:19:23:29	「にも包括」の中で取り組まれている場合が <small>ほうかつ</small> 多いわけなんですよね
1032	A	01:19:24:02	01:19:25:07	「にも包括」というのは
1033	A	01:19:25:10	01:19:31:01	「精神障害者にも対応した 地域生活包括支援」の略ですね
1034	A	01:19:31:04	01:19:34:21	なので精神科病院からの 地域移行については
1035	A	01:19:34:24	01:19:39:07	市町村の保健所と連携するということも 重要になってきます
1036	A	01:19:39:10	01:19:41:22	さらに市町村ですね
1037	A	01:19:41:25	01:19:46:24	こういった所と拠点コーディネーターが 連携をして
1038	A	01:19:46:27	01:19:50:08	あと ピアサポーターとの連携も強化して
1039	A	01:19:50:11	01:19:58:09	市町村から相談支援専門員を通じて 入所者の人の地域移行の意向を把握するとか

1040	A	01:19:58:12	01:20:05:13	あるいは障害福祉を担当する役所の 担当課が保健所と連携して
1041	A	01:20:05:16	01:20:11:13	精神科病院に入院している方の 退院の希望を把握する
1042	A	01:20:11:16	01:20:14:26	こういった取り組みに 結びつけていくということですね
1043	A	01:20:14:29	01:20:16:22	地域移行の意向把握
1044	A	01:20:16:25	01:20:22:04	地域移行等意向把握担当者と 連携するということもありますし
1045	A	01:20:22:07	01:20:25:07	市が直接 アンケートを取って
1046	A	01:20:25:10	01:20:29:09	地域移行の意向を把握するということも 有効です
1047	A	01:20:29:12	01:20:35:05	さらに精神科の医療機関に対して 保健所等を通じて意向の把握をしたり
1048	A	01:20:35:08	01:20:41:13	あるいは市町村の担当課が 直接 意向の把握をする
1049	A	01:20:41:16	01:20:45:25	こういったことも重要だと思います
1050	A	01:20:45:28	01:20:50:12	意向が把握された方は 体験の場と連携をして
1051	A	01:20:50:15	01:20:55:02	入所 入院をしている方に グループホームの体験利用をしていただいたり
1052	A	01:20:55:05	01:20:58:02	あるいは一人暮らしの体験を していただいたり
1053	A	01:20:58:05	01:21:00:22	こういったことに 結びつけていくということですね
1054	A	01:21:00:25	01:21:03:07	ピアサポーターも関わることによって
1055	A	01:21:03:10	01:21:07:15	動機付け支援を 充実させていくことができます
1056	A	01:21:09:09	01:21:13:03	ここで意向が固まった方については
1057	A	01:21:13:06	01:21:16:25	グループホームや一人暮らしなどに
1058	A	01:21:16:28	01:21:23:18	施設や病院を退所 退院して 生活の場を移していただくということに
1059	A	01:21:23:21	01:21:26:23	つなげていくということですね
1060	A	01:21:28:06	01:21:32:08	精神科病院に長期入院している人の 退院意向の把握なんですけども
1061	A	01:21:32:11	01:21:36:19	障害福祉サービス 施設入所支援を利用している方については
1062	A	01:21:36:22	01:21:40:05	障害福祉担当課のほうで 支給決定をしていますので
1063	A	01:21:40:08	01:21:43:06	入所者のリストというのが作れます

1064	A	01:21:43:09	01:21:46:27	ただ 精神科病院に 入院している人については
1065	A	01:21:47:00	01:21:54:13	これは健康保険の請求をたどらないと 把握ができないということがあります
1066	A	01:21:54:16	01:21:59:06	生活保護を受給して 精神科病院に入院している人については
1067	A	01:21:59:09	01:22:04:07	福祉事務所の中で生活保護担当課が
1068	A	01:22:04:10	01:22:07:23	精神科病院に入院している人を 把握していますけども
1069	A	01:22:07:26	01:22:09:19	それ以外の人については
1070	A	01:22:09:22	01:22:13:11	直接 どの病院に 誰が入院しているかということ
1071	A	01:22:13:14	01:22:16:19	市町村が把握することは 難しいわけですね
1072	A	01:22:16:22	01:22:21:19	そこで この地域精神保健医療 福祉資源分析データベース
1073	A	01:22:21:22	01:22:24:24	<small>リむらっど</small> ReMHRADというふうに 略称を呼びますけども
1074	A	01:22:24:27	01:22:29:28	これを活用しますと
1075	A	01:22:30:01	01:22:34:28	自身の自治体から どの自治体の精神科病院に 何人 入院しているか
1076	A	01:22:35:01	01:22:38:18	そこまではデータベースで 把握することができます
1077	A	01:22:38:21	01:22:44:04	なので その自治体の精神科病院に 訪問調査をして
1078	A	01:22:44:07	01:22:47:26	我が町の住民の方で <small>かた</small>
1079	A	01:22:47:29	01:22:51:19	精神科病院に長期入院している人を 教えていただいて
1080	A	01:22:51:22	01:22:55:21	その方とお会いして 退院の意向を確認する
1081	A	01:22:55:24	01:23:00:16	こういった取り組みに 結びつけていくことが必要になってきます
1082	A	01:23:00:19	01:23:02:27	拠点コーディネーターとしては
1083	A	01:23:03:00	01:23:07:09	精神科病院に配置されている 退院後生活環境相談員
1084	A	01:23:07:12	01:23:12:15	あるいは病棟の看護師さんと連携して 退院支援を進めるという取り組みを
1085	A	01:23:12:18	01:23:15:18	行っていくことになります

1086	A	01:23:29:23	01:23:33:13	先ほど申し上げた ^{りむらっど} R e M H R A D の 画面になります
1087	A	01:23:36:05	01:23:41:11	こういったサイトが インターネットに設けられていまして
1088	A	01:23:41:14	01:23:45:03	どの自治体かということを入力しますと
1089	A	01:23:45:06	01:23:50:18	ここで この自治体の病院に 入院している人の人数
1090	A	01:23:50:21	01:23:55:07	あるいは それ以外の自治体に 入院している人の人数というのが
1091	A	01:23:55:10	01:23:58:11	棒グラフになって表示される仕組みに なっています
1092	A	01:23:58:14	01:24:01:14	実際の人数も表示されるんですけども
1093	A	01:24:01:17	01:24:03:16	こういったことを活用しながら
1094	A	01:24:03:19	01:24:08:29	自分の自治体から どの自治体の精神科病院に 何人 入院しているか
1095	A	01:24:09:02	01:24:12:17	こういった情報を 得ることができるわけですね
1096	A	01:24:17:17	01:24:24:26	家族と同居した生活やグループホームから 独立した生活への移行支援です
1097	A	01:24:24:29	01:24:29:27	体験の場を活用し 家族から独立して グループホームで生活したり
1098	A	01:24:30:00	01:24:34:06	グループホームから出て 一人暮らしや パートナーとの暮らしを始めるなど
1099	A	01:24:34:09	01:24:40:24	本人の自己決定を尊重した生活を 実現することが求められます
1100	A	01:24:40:27	01:24:46:27	ピアサポーターの関わりは 新たな生活に踏み出す人の支えになります
1101	A	01:24:49:18	01:24:53:13	地域生活への移行の支援の中で
1102	A	01:24:53:16	01:25:01:09	例えば グループホーム それから一人暮らしの体験をへて
1103	A	01:25:01:12	01:25:03:28	住まいを一人暮らしに移すとか
1104	A	01:25:04:01	01:25:09:24	あるいは家族の同居した生活から グループホームの体験利用を通じて
1105	A	01:25:09:27	01:25:12:18	グループホームに生活の場を移す
1106	A	01:25:12:21	01:25:15:04	こういったことを進めることは
1107	A	01:25:15:07	01:25:21:08	高齢化したご家族などが 緊急事態になった時に
1108	A	01:25:21:11	01:25:29:10	ご本人自身が 介護者の不在によって 緊急事態 ^{おちい} に陥ってしまうということを

1109	A	01:25:29:13	01:25:33:14	予防することにも つながるといことですね
1110	A	01:25:33:17	01:25:36:21	なので地域移行というのは
1111	A	01:25:36:24	01:25:41:20	緊急事態の予防にもつながるとい 側面があると思います
1112	A	01:25:43:15	01:25:49:00	グループホームからの一人暮らし等 意向の把握なんですけども
1113	A	01:25:49:03	01:25:54:14	施設入所支援を利用している方同様 グループホームで生活している方についても
1114	A	01:25:54:17	01:26:00:26	そのあと一人暮らしとか あるいは パートナーとの生活の希望があるかどうか
1115	A	01:26:00:29	01:26:05:17	こういったことを把握して 取り組みに結びつけていくということが
1116	A	01:26:05:20	01:26:08:01	求められると思います
1117	A	01:26:10:28	01:26:15:21	それから家族が介護を担っている 在宅障害者等に対する
1118	A	01:26:15:24	01:26:20:03	現在 それから将来の 暮らし計画の作成ですね
1119	A	01:26:20:06	01:26:23:16	家族が介護を担っている障害のある方は
1120	A	01:26:23:19	01:26:28:23	本人 家族が自ら望んで 家族による介護を行っているのか
1121	A	01:26:28:26	01:26:34:08	あるいは市町村の支給決定の不足 介護人材の不足によって
1122	A	01:26:34:11	01:26:39:16	支給決定どおりの障害福祉サービスが 受けられる事業所がないことによって
1123	A	01:26:39:19	01:26:42:09	やむを得ず家族介護を続けているのか
1124	A	01:26:42:12	01:26:45:22	こういったことを確認することが 必要になります
1125	A	01:26:45:25	01:26:50:24	現在 家族介護が 十分 行えている場合においても
1126	A	01:26:50:27	01:26:55:02	家族介護に頼らなくても 生活できる将来に向けての暮らしを
1127	A	01:26:55:05	01:27:02:01	話し合っ 計画を作っておくことが 地域生活の安心につながります
1128	A	01:27:04:07	01:27:09:07	施設入所待機者の把握と グループホーム等利用意向の把握です
1129	A	01:27:09:10	01:27:15:16	施設入所待機者は 介護家族の高齢化や家族の病気などにより
1130	A	01:27:15:19	01:27:21:03	家庭内の介護力が低下している状況が 考えられます

1131	A	01:27:21:06	01:27:25:24	自治体の対応としては 入所施設が空くまで自宅で待ってもらおうのか
1132	A	01:27:25:27	01:27:30:02	短期入所の利用でつないでもらうという 対応になりがちです
1133	A	01:27:30:05	01:27:31:15	拠点コーディネーターは
1134	A	01:27:31:18	01:27:37:07	これらの人たちの地域生活継続のための 支援を考える必要があります
1135	A	01:27:37:10	01:27:42:12	市町村が把握している施設入所待機者の リストを共有してもらって
1136	A	01:27:42:15	01:27:47:05	「家族と同居した生活やグループホームから 独立した生活への生活支援」で
1137	A	01:27:47:08	01:27:52:12	示した対応を行うことが求められます
1138	A	01:27:52:15	01:27:57:14	在宅の障害者等の地域生活継続の 支援ニーズの把握は
1139	A	01:27:57:17	01:27:59:09	施設へ入所する人を
1140	A	01:27:59:12	01:28:03:23	「真に施設入所支援が必要な場合」に 限定するためにも
1141	A	01:28:03:26	01:28:05:29	重要な取り組みになります
1142	A	01:28:06:02	01:28:09:10	新たな施設入所者を 最小化する取り組みにおいて
1143	A	01:28:09:13	01:28:14:14	地域生活支援拠点等は 重要な役割を担っています
1144	A	01:28:16:11	01:28:21:17	障害福祉計画の目標達成と 地域生活支援拠点等の活用です
1145	A	01:28:21:20	01:28:23:24	市町村障害福祉計画において
1146	A	01:28:23:27	01:28:29:26	施設入所者の地域生活への移行者数や 施設入所者数の削減について
1147	A	01:28:29:29	01:28:32:07	数値目標 ^{かか} を掲げています
1148	A	01:28:32:10	01:28:35:19	地域生活支援拠点等による 地域移行の取り組みを
1149	A	01:28:35:22	01:28:38:20	障害福祉計画の目標達成を 意識しながら
1150	A	01:28:38:23	01:28:43:18	拠点コーディネーターが 連携会議を活用して進めることによって
1151	A	01:28:43:21	01:28:45:05	具体的な取り組みを
1152	A	01:28:45:08	01:28:50:22	市町村 拠点コーディネーター 拠点事業所 拠点関係機関が
1153	A	01:28:50:25	01:28:54:13	一体となって進めることができると 思います
1154	A	01:28:54:16	01:28:58:20	例えば地域移行 入所者数削減

1155	A	01:28:58:23	01:29:01:22	入所施設待機者数 グループホーム見込み量
1156	A	01:29:01:25	01:29:07:08	こういったものを 障害福祉計画の基本指針の中では
1157	A	01:29:07:11	01:29:10:06	国は このように 示しているわけですがけれども
1158	A	01:29:10:09	01:29:13:14	人口25万人の市の例で考えますと
1159	A	01:29:13:17	01:29:17:24	施設入所者が 仮にこの自治体に280人いた場合
1160	A	01:29:17:27	01:29:23:04	6%で17人以上が地域移行
1161	A	01:29:23:07	01:29:27:29	5%であったとしても 14人以上の…
1162	A	01:29:28:02	01:29:37:25	施設入所者は5%削減とした場合 14人以上が削減の目標になります
1163	A	01:29:37:28	01:29:41:29	地域生活支援拠点等の 「地域生活への移行の支援」を
1164	A	01:29:42:02	01:29:44:14	活用することによって
1165	A	01:29:44:17	01:29:50:29	例えば この自治体では 入所施設待機者数が45人
1166	A	01:29:51:02	01:29:54:24	グループホーム等の 障害福祉サービス見込み量に
1167	A	01:29:54:27	01:29:59:17	45人分を含めて反映させることによって
1168	A	01:29:59:20	01:30:03:20	入所待機から グループホームの待機という形で
1169	A	01:30:03:23	01:30:06:20	見込み量を作成した
1170	A	01:30:06:23	01:30:10:10	こういったことにつながりました
1171	A	01:30:10:13	01:30:13:19	あるいは 先ほど例に出したように
1172	A	01:30:13:22	01:30:17:28	地域生活への移行を 意向把握調査をすることによって
1173	A	01:30:18:01	01:30:22:00	実体を伴った地域移行に 結びつけていくことができた
1174	A	01:30:22:03	01:30:25:17	このような形で 拠点コーディネーターの活動を
1175	A	01:30:25:20	01:30:31:20	市町村の障害福祉計画の目標達成のために 活かすこともできます
1176	A	01:30:38:26	01:30:43:16	共同事業体方式による 広域連携の工夫です
1177	A	01:30:46:20	01:30:50:25	<small>さいかつきた</small> 埼葛北地区3市2町の共同設置で
1178	A	01:30:50:28	01:30:59:11	運営は3法人が共同事業体を組んで 相談支援体制を構築しています
1179	A	01:30:59:14	01:31:01:29	この共同事業体をベースにして

1180	A	01:31:02:02	01:31:07:14	地域生活支援拠点等コーディネーターの配置を行っているんですね
1181	A	01:31:07:17	01:31:10:29	そこでは拠点連絡会議 オリーブ会
1182	A	01:31:11:02	01:31:14:23	オリーブというのはこの拠点の名前なんですけども
1183	A	01:31:14:26	01:31:19:03	オリーブの意味だそうなんですけども
1184	A	01:31:19:06	01:31:25:09	そこの運営を行っています
1185	A	01:31:27:11	01:31:34:05	ケースを通じた日頃の行政との関わり相談し合える関係性が重要ということで
1186	A	01:31:34:08	01:31:38:22	地域生活支援拠点連絡会は通所 5 事業所
1187	A	01:31:38:25	01:31:42:11	入所 4 事業所+グループホーム 2 カ所
1188	A	01:31:42:14	01:31:48:17	相談支援14カ所 行政5カ所と4グループ化して
1189	A	01:31:48:20	01:31:56:01	それぞれの頻度は2回程度で全体会を年2回実施しているそうです
1190	A	01:31:56:04	01:31:57:16	ナビゲーターとの連携
1191	A	01:31:57:19	01:31:59:11	ナビゲーターというのは
1192	A	01:31:59:14	01:32:06:05	拠点連携担当者の呼び名なんです ここの地区での
1193	A	01:32:06:08	01:32:09:16	拠点の協力事業所に担当者を配置して
1194	A	01:32:09:19	01:32:11:13	その担当者をナビゲーター
1195	A	01:32:11:16	01:32:15:12	要するに連携担当者と呼んでいるということですね
1196	A	01:32:15:15	01:32:20:15	窓口が分かりやすく意識付けになっているということです
1197	A	01:32:22:19	01:32:25:04	緊急の事例が発生した場合には
1198	A	01:32:25:07	01:32:28:07	コーディネーターとナビゲーターが一緒に動いて
1199	A	01:32:28:10	01:32:30:18	事業所の支援が順調に進むように
1200	A	01:32:30:21	01:32:34:21	バックアップや調整を行っているということでした
1201	A	01:32:34:24	01:32:38:15	さらに埼葛北マインドの注入ということなんですけども
1202	A	01:32:38:18	01:32:46:23	これは3法人が共同体を組んで JV <small>じゅーぶい</small> 共同事業体であるということですね
1203	A	01:32:46:26	01:32:50:26	3市2町の共同設置 これは自治体のほうなんですけども
1204	A	01:32:50:29	01:32:56:10	こういったことから関わる人たちの意識や方向性を共有することが

1205	A	01:32:56:13	01:32:59:08	重要と考えているそうです
1206	A	01:32:59:11	01:33:04:03	みんなそれぞれ協力し合っているのに 違う方向を向いては
1207	A	01:33:04:06	01:33:06:29	なかなか 効果的な支援に ならないわけですよ
1208	A	01:33:07:02	01:33:11:04	なので関わる人たちの意識や方向性を 共有する
1209	A	01:33:11:07	01:33:13:29	これが重要ということですね
1210	A	01:33:14:02	01:33:17:01	自治体職員は 定期的に入れ替わりますので
1211	A	01:33:17:04	01:33:21:03	福祉課の新人職員も 合同で研修を行ったり
1212	A	01:33:21:06	01:33:24:06	福祉課職員に 研修講師になってもらうことで
1213	A	01:33:24:09	01:33:27:02	官民共同であることを アピールしたり
1214	A	01:33:27:05	01:33:31:00	埼葛北マインドを注入するよう 工夫しているそうです
1215	A	01:33:31:03	01:33:35:12	みんなで協力して地域の障害のある人の 支援に当たっていかうという
1216	A	01:33:35:15	01:33:38:00	そういうマインドですよ
1217	A	01:33:40:18	01:33:42:22	これは埼葛北で
1218	A	01:33:42:25	01:33:47:11	コーディネーター・ナビゲーター・ 行政の役割のイメージ図として
1219	A	01:33:47:14	01:33:49:07	使っているものですね
1220	A	01:33:49:10	01:33:51:20	行政の役割
1221	A	01:33:51:23	01:33:55:02	コーディネーターの役割 ナビゲーターの役割
1222	A	01:33:55:05	01:34:00:07	こういったことを一体にして みんなで
1223	A	01:34:00:10	01:34:04:05	支援の必要性が高いが 支援に結びついていない方とか
1224	A	01:34:04:08	01:34:07:18	あるいは緊急時で対応が必要な方
1225	A	01:34:07:21	01:34:11:03	あるいは地域移行が必要な方に みんなで支援していこう
1226	A	01:34:11:06	01:34:14:02	このような概念図になっています
1227	A	01:34:16:22	01:34:19:03	このような共同事業体
1228	A	01:34:19:06	01:34:23:04	複数法人で拠点を担う場合の 指揮命令の整理

1229	A	01:34:23:07	01:34:27:03	これが共同事業体の場合は 必要になってきます
1230	A	01:34:27:06	01:34:32:21	複数法人で拠点を担い 緊急事態に対応する場合は
1231	A	01:34:32:24	01:34:35:24	ほかの法人の事業所や職員に対して
1232	A	01:34:35:27	01:34:40:18	業務上の指揮命令が発生する場合は 想定されます
1233	A	01:34:40:21	01:34:45:10	そのために事前にその対応を 検討しておくことが必要になります
1234	A	01:34:45:13	01:34:49:17	対応例として 夜間に緊急事態の連絡が入って
1235	A	01:34:49:20	01:34:53:28	複数法人の職員が連携して 対応する必要がある場合は
1236	A	01:34:54:01	01:34:56:14	市町村の管理職に連絡をして
1237	A	01:34:56:17	01:35:01:04	市町村から各法人に 対応の指示が行われる
1238	A	01:35:01:07	01:35:05:22	という形式を取っている 地域生活支援拠点等もあります
1239	A	01:35:05:25	01:35:11:03	要するにほかの法人が ほかの法人の職員に対して
1240	A	01:35:11:06	01:35:13:27	業務上の命令をすると いうことではなくて
1241	A	01:35:14:00	01:35:19:00	いったん市町村に話を上げて 市町村から各法人に対応の依頼をする
1242	A	01:35:19:03	01:35:21:26	こういう形を取ることによって
1243	A	01:35:21:29	01:35:26:18	別法人の職員に業務命令をする ということがないような
1244	A	01:35:26:21	01:35:28:27	工夫をしているということなんです
1245	A	01:35:29:00	01:35:31:09	ただ そうすると市町村の管理職は
1246	A	01:35:31:12	01:35:36:02	いつも緊急時に そういった連絡が入って 業務命令をするということが必要になり
1247	A	01:35:36:05	01:35:39:05	大変だということが あるかもしれませんが
1248	A	01:35:39:08	01:35:41:13	ここにですね そういう形式を取っている
1249	A	01:35:41:16	01:35:44:28	だから 事前に そういう申し合わせをしておいて
1250	A	01:35:45:01	01:35:46:20	緊急事態が起きた時には
1251	A	01:35:46:23	01:35:51:25	行政から そういった対応の依頼を したということ

1252	A	01:35:51:28	01:35:55:20	事前に取り決めておくということなんですよ
1253	A	01:35:55:23	01:35:58:23	こういった工夫をしている地域もあります
1254	A	01:36:02:09	01:36:05:23	専門的人材の確保・養成等
1255	A	01:36:05:26	01:36:10:26	これも拠点コーディネーターに求められる役割の1つになります
1256	A	01:36:12:24	01:36:16:01	専門的人材の確保・養成ですけども
1257	A	01:36:16:04	01:36:18:26	地域生活支援拠点等の機能として
1258	A	01:36:18:29	01:36:23:15	医療的ケアが必要な人や強度行動障害の状態にある人
1259	A	01:36:23:18	01:36:26:22	あるいは高齢化に伴って重度化した障害者
1260	A	01:36:26:25	01:36:32:00	こういった人に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や
1261	A	01:36:32:03	01:36:37:13	専門的な対応ができる人材の養成を行うことが求められます
1262	A	01:36:38:20	01:36:43:16	「地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業」の
1263	A	01:36:43:19	01:36:47:00	「専門的人材の確保・育成等」では
1264	A	01:36:47:03	01:36:50:17	そのような人材を育成するために
1265	A	01:36:50:20	01:36:56:08	ネットワークの運営や機能の充実を推進することが補助対象とされています
1266	A	01:36:56:11	01:37:10:02	例えば強度行動障害の指導者研修の専門人材の派遣
1267	A	01:37:10:05	01:37:12:26	それからコンサルテーションの体制の確保
1268	A	01:37:12:29	01:37:15:28	医療的ケアが必要な人の対応を進めるための
1269	A	01:37:16:01	01:37:22:00	<small>かくたん</small> 喀痰吸引研修の実施 訪問看護ステーションとの連携体制の構築
1270	A	01:37:22:03	01:37:28:08	地域移行・地域生活の継続支援のための関係機関等による連携会議の開催
1271	A	01:37:28:11	01:37:32:11	そういったことに活用することが考えられます
1272	A	01:37:36:05	01:37:39:23	以上 お話ししてきましたように
1273	A	01:37:39:26	01:37:43:27	拠点コーディネーターの役割あるいは取り組み
1274	A	01:37:44:00	01:37:45:25	あるいはどのようにして

1275	A	01:37:45:28	01:37:51:10	拠点コーディネーターを配置するための財源を生み出していくのか
1276	A	01:37:51:13	01:37:53:14	その場合に地域において
1277	A	01:37:53:17	01:37:57:23	複数事業所による 一体的な管理運営というものを活用して
1278	A	01:37:57:26	01:37:59:17	進めていくこともできる
1279	A	01:37:59:20	01:38:03:23	そのようなことを お話しさせていただきました
1280	A	01:38:03:26	01:38:09:09	これらのことを 認識していただいたうえで
1281	A	01:38:09:12	01:38:16:07	拠点コーディネーターの実地の研修に のぞ 臨んでいただきたいと思います